

第 6 期大仙市障がい福祉計画・  
第 2 期大仙市障がい児福祉計画

(令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 3 月

大 仙 市

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

|                                                         |   |
|---------------------------------------------------------|---|
| 第1節 計画策定の趣旨                                             | 1 |
| 第2節 基本理念                                                | 1 |
| 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援                                 | 1 |
| 2 身近な実施主体と障がい種別によらない<br>一元的な障がい福祉サービスの実施等               | 1 |
| 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、<br>就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 | 1 |
| 4 地域共生社会の実現に向けた取組                                       | 2 |
| 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援                                   | 2 |
| 6 障がい福祉人材の確保                                            | 2 |
| 7 障がい者の社会参加を支える取組                                       | 2 |
| 第3節 提供体制の確保に関する基本的な考え方                                  | 3 |
| 1 障がい福祉サービスの提供体制の確保                                     | 3 |
| (1) 地域で必要とされる訪問系サービスの保障                                 | 3 |
| (2) 日中活動系サービスの保障                                        | 3 |
| (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実                     | 3 |
| (4) 一般就労への移行等の推進                                        | 3 |
| (5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の<br>充実             | 3 |
| (6) 依存症対策の推進                                            | 3 |
| 2 相談支援の提供体制の確保                                          | 4 |
| 3 障がい児支援の提供体制の確保                                        | 4 |

## 第2章 地域生活移行と就労支援の目標設定

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行        | 5 |
| 第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 5 |
| 第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実       | 6 |
| 第4節 福祉施設から一般就労への移行等          | 7 |
| 第5節 相談支援体制の充実・強化等            | 8 |
| 第6節 障がい福祉サービス等の質の向上          | 8 |
| 第7節 障がい児支援の提供体制の整備等          | 9 |

### 第3章 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1節 福祉サービスの事業量見込み          | 10 |
| 第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策 | 12 |
| 1 在宅生活への支援                 | 13 |
| (1) 訪問介護給付（介）              | 13 |
| (2) 移動支援事業（地）              | 13 |
| (3) 短期入所（福祉型・医療型）（介）       | 14 |
| (4) 相談支援（自・地）              | 14 |
| (5) 補装具費の支給（自）             | 16 |
| (6) 日常生活用具給付等事業（地）         | 16 |
| (7) 意思疎通支援事業（地）            | 17 |
| (8) 訪問入浴サービス事業（地）          | 17 |
| (9) 手話奉仕員養成研修事業（地）         | 17 |
| (10) その他の在宅生活支援（地）         | 17 |
| 2 日中活動への支援                 | 18 |
| (1) 介護サービス                 | 18 |
| ① 生活介護・療養介護（介）             | 18 |
| ② 日中一時支援事業（地）              | 18 |
| (2) 生活の自立に向けたサービス          | 19 |
| ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（訓）       | 19 |
| ② 地域活動支援センター事業（地）          | 19 |
| (3) 就労訓練・福祉的就労サービス         | 20 |
| ① 就労移行支援・就労継続支援（訓）         | 20 |
| ② 就労定着支援（訓）                | 20 |
| 3 居住の場への支援                 | 21 |
| (1) 施設入所支援（介）              | 21 |
| (2) 共同生活援助（訓）              | 21 |
| (3) 自立生活援助（介）              | 21 |
| 4 権利擁護への支援                 | 22 |
| (1) 成年後見制度利用支援事業（地）        | 22 |
| (2) 成年後見制度法人後見支援事業（地）      | 22 |
| 5 障がい児への支援                 | 22 |
| (1) 児童発達支援（自）              | 22 |
| (2) 放課後等デイサービス（自）          | 23 |
| (3) 保育所等訪問支援（自）            | 23 |
| (4) 医療型児童発達支援（自）           | 23 |
| (5) 居宅訪問型児童発達支援（自）         | 24 |
| (6) 障がい児相談支援（自）            | 24 |

## 第4章 その他自立支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

|     |                                                                   |    |
|-----|-------------------------------------------------------------------|----|
| 第1節 | 障がい者等に対する虐待の防止                                                    | 25 |
| 第2節 | 意思決定支援の促進                                                         | 25 |
| 第3節 | 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進                                         | 25 |
| 第4節 | 障がいを理由とする差別の解消                                                    | 25 |
| 第5節 | 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業者における<br>利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実 | 25 |

## 第5章 計画の円滑な推進に向けた方策

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 第1節 | 地域自立支援協議会の円滑な運営    | 26 |
| 第2節 | 障がい福祉計画の調査、分析、及び評価 | 26 |
| 第3節 | 関係機関との連携           | 26 |

### 資料編

|                    |                           |    |
|--------------------|---------------------------|----|
| 1                  | 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例         | 27 |
| 2                  | 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則     | 30 |
| 3                  | 大仙市福祉関係計画等審議委員会 委員名簿      | 32 |
| 4                  | 大仙市福祉関係計画等審議委員会 障がい部会委員名簿 | 33 |
| 5                  | 第3次障がい者計画 施策の体系           | 34 |
| 6                  | 障がい者の状況                   | 35 |
| 計画づくりのためのアンケート調査結果 |                           | 36 |

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

「第6期大仙市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に基づき、また、「第2期大仙市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する基本的な考え方やサービス量確保のための方策等を定めるもので、大仙市ではこれらの計画を一体のものとして策定します。

本計画は、「第3次大仙市障がい者計画（平成30年度～令和5年度）」の前期3年間の障がい福祉サービス等の提供体制に係る実施計画として位置づけた「第5期大仙市障がい福祉計画・第1期大仙市障がい児福祉計画」について、取組の進展等を踏まえた見直しを実施し、後期3年間の令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間とし策定するものです。

## 第2節 基本理念

### 1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市及び県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

### 2. 身近な実施主体と障がい種別によらない

#### 一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市を実施主体の基本とし、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等へのサービスの充実を図るとともに、地域間での格差が発生しないように、県の支援を活用するなど適切な提供体制を確保します。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者並びに難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

### 3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

#### 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支援するシ

システムを実現するため、地域生活支援拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する障がい者等が地域での暮らしを継続できるよう、日中サービス支援型共同生活援助等の必要な障がい福祉サービスによる常時の支援体制の確保を図ります。

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、多様な機能を求められており、関係者や障がい者本人が参画して行う協議や検討を踏まえ、中長期的視点にたった継続した支援が必要となります。

#### **4. 地域共生社会の実現に向けた取組**

地域共生社会の実現のためには、地域における多様な支援ニーズに対応し、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくことが必要です。

高齢者、障がい者、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、相互又は一体的に利用できるような体制の整備を進めていきます。

また、地域住民による支え合いと公的な支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築を図ります。

#### **5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援**

障がい児及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者がチームとなって支援を行うことができるよう体制の整備を図るとともに、相談支援体制の充実をはかり、サービスの適切な利用につなげていきます。

#### **6. 障がい福祉人材の確保**

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するための人材確保を図り、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組んでいきます。

#### **7. 障がい者の社会参加を支える取組**

障がい者の地域社会への参加促進のため、多様なニーズを踏まえ、特に文化芸術活動を推進し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

### 第3節 提供体制の確保に関する基本的な考え方

#### 1. 障がい福祉サービスの提供体制の確保

##### (1) 地域で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、及び重度障がい者等包括支援）の充実を図り、地域どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

##### (2) 日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を保障します。

##### (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練等の推進により、入所から地域生活への移行を進めます。

また、地域で障がい者等が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実を進めます。

##### (4) 一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。併せて福祉施設を含む一般企業等での雇用の場の確保を図ります。

##### (5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対し、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

##### (6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解や偏見を解消するために、研修の実施や幅広い普及啓発、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援等、地域において様々な関係機関と連携して、依存症の当事者やその家族に対する支援体制の整備を図ります。

## 2. 相談支援の提供体制の確保

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスの適切な利用を支え、様々な分野の相談に対応できるよう相談窓口の充実を図るとともに、地域の総合的な相談支援を担う拠点として、基幹相談支援センターの機能強化に努めます。

また、地域における発達障がい者の課題について情報共有を図るとともに、可能な限り、身近な場所において必要な支援が受けられるよう体制の整備を進めます。

## 3. 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児については、子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念のもと、教育、保育等の関係機関とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の確保を図ります。また、通所によって障がい児を支援する場の充実を図ります。

## 第2章 地域生活移行と就労支援の目標設定

### 第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【目標値設定に関する国の基本指針】

「令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域に移行する」と「令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する」ことを基本とし、第5期の未達成分についても加味することとしています。

#### 【本市の考え方】

本市は、「令和元年度末時点の施設入所者数の3%以上が地域に移行する」と設定します。入所者数の削減目標については、国の指針に準ずることとします。

#### 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

| 項 目            | 数 値 目 標 | 備 考                           |
|----------------|---------|-------------------------------|
| 地域生活に移行する人数の目標 | 7人      | 令和元年度末時点の入所者数206人から3%以上移行する   |
| 入所者数の削減目標      | 4人      | 令和元年度末時点の入所者数206人から1.6%以上削減する |

### 第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【目標値設定に関する国の基本指針】

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、「協議の場の1年間の開催回数の見込み」「協議の場への関係者の参加人数の見込み」「協議の場における目標設定及び評価の実施回数見込み」について活動指標を設定することとしています。

#### 【本市の考え方】

本市は、「大仙市地域自立支援協議会地域生活支援部会」を協議の場として位置付け、必要な支援体制の検討及び構築のため、以下の活動指標を設定します。

また、精神障がい者の障がい福祉サービス等の利用者数を見込み、地域生活への移行促進を図ります。

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」

| 項 目                   | 数 値 目 標 | 備 考           |
|-----------------------|---------|---------------|
| 協議の場の開催回数             | 2 回     | 1 年間の開催回数     |
| 協議の場への関係者の参加人数        | 2 0 人   | 1 年間の参加人数     |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 2 回     | 1 年間の実施回数     |
| 精神障がい者の地域移行支援利用者数     | 1 人     | 令和 5 年度末の利用者数 |
| 精神障がい者の地域定着支援利用者数     | 1 人     | 同上            |
| 精神障がい者の共同生活援助利用者数     | 3 5 人   | 同上            |
| 精神障がい者の自立生活援助利用者数     | 1 人     | 同上            |

### 第3節 地域生活支援拠点等有する機能の充実

【目標値設定に関する国の基本指針】

令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

【本市の考え方】

本市は、国の指針に準ずることとします。

「地域生活支援拠点等有する機能の充実」

| 項 目               | 数 値 目 標 | 備 考                    |
|-------------------|---------|------------------------|
| 地域生活支援拠点等の整備数     | 1 か所    | 令和 3 年 4 月 1 日整備（予定）   |
| 運用状況の検証および検討の実施回数 | 3 回     | 地域自立支援協議会において<br>検証・検討 |

## 第4節 福祉施設から一般就労への移行等

### 【目標値設定に関する国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値は、「令和元年度実績の1.27倍以上とする」ことを基本とし、このうち、「就労移行支援事業の利用者が1.30倍以上、就労継続支援A型事業の利用者が概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業の利用者が概ね1.23倍以上」を目標としています。

また、「令和5年度における一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者を全体の70%以上とすること」を目標としています。

ただし、いずれの目標に関しても、第5期の未達成分についても加味することとしています。

さらに、就労定着支援事業所の就労定着率については、「就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とすること」を目標としています。

### 【本市の考え方】

本市は、国の指針に準ずることとします。

#### 「福祉施設から一般就労への移行等」

| 項 目                   | 数 値 目 標        | 備 考                              |
|-----------------------|----------------|----------------------------------|
| 一般就労に移行する人数の目標        | 6人             | 令和元年度に福祉施設から一般就労移行した人数3人の1.27倍以上 |
| （うち、就労移行支援利用者）        | 3人             | 移行実績の1.30倍以上                     |
| （うち、就労継続支援A型利用者）      | 1人             | 移行実績の概ね1.26倍以上                   |
| （うち、就労継続支援B型利用者）      | 2人             | 移行実績の概ね1.23倍以上                   |
| 就労定着支援事業利用者数の目標       | 5人             | 一般就労移行者のうち、70%以上の利用              |
| 就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所 | 1事業所<br>(100%) | 全事業所の70%以上                       |

## 第5節 相談支援体制の充実・強化等

### 【目標値設定に関する国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

また、これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討するとしています。

### 【本市の考え方】

これらの取組を実施するに当たり、総合的・専門的な相談支援機関として基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の確保を目標とします。

#### 「基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化等」

| 項 目          | 数 値 目 標 | 備 考       |
|--------------|---------|-----------|
| 専門的な指導・助言回数  | 6 回     | 1 年間の実施回数 |
| 人材育成の支援件数    | 6 件     | 1 年間の支援件数 |
| 連携強化の取組の実施回数 | 6 回     | 1 年間の実施回数 |

## 第6節 障がい福祉サービス等の質の向上

### 【目標値設定に関する国の基本指針】

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

### 【本市の考え方】

障害者総合支援法の具体的内容を理解するために、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修へ市職員が積極的に参加することを目標とします。

#### 「障がい福祉サービス等の質の向上」

| 項 目                 | 数 値 目 標 | 備 考       |
|---------------------|---------|-----------|
| 県が実施する研修等への市職員の参加人数 | 3 人     | 1 年間の参加人数 |

## 第7節 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【目標値設定に関する国の基本指針】

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実については、「令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する」こと、また、「令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する」ことを基本とし、市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととしています。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保についての目標は、「令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する」ことを基本とし、市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととしています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置では、「令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける」とともに、「医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する」ことを基本としています。

### 【本市の考え方】

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、国の指針に準ずることとします。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、令和5年度末までに1人を目標とします。

#### 「障がい児支援の提供体制の整備等」

| 項 目                      | 数 値 目 標 | 備 考         |
|--------------------------|---------|-------------|
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数 | 1 人     | 令和5年度末の配置人数 |

### 第3章 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

#### 第1節 福祉サービスの事業量見込み

過去のサービス利用実績、障がい福祉サービス利用者及び事業所の意向を踏まえ、各年度の  
利用実人数を以下の通り見込みます。

##### 1. 自立支援給付（障害支援区分認定、支給決定が必要）

（障害支援区分認定は、介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要）

| 区分        | サービス名          | 第5期 計 画       |       |       |       |           | 第6期 計 画       |       |       |       |       | 単位      | 第2節     |
|-----------|----------------|---------------|-------|-------|-------|-----------|---------------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
|           |                | 事業<br>所数      | 定員    | H30   | R1    | R2        | 事業<br>所数      | 定員    | R3    | R4    | R5    |         |         |
| 在宅生活支援    | 居宅介護           | 6             | -     | 1,031 | 1,300 | 1,269     | 7             | -     | 1,441 | 1,609 | 1,809 | 時間／月    | 1-(1)   |
|           | 重度訪問介護         | 5             |       |       |       |           | 6             |       |       |       |       |         |         |
|           | 同行援護           | 3             |       |       |       |           | 3             |       |       |       |       |         |         |
|           | 行動援護           | 0             |       |       |       |           | 1             |       |       |       |       |         |         |
|           | 重度障がい者等包括支援    | 大仙市では事業所無     |       | 0     | 0     | 0         | 大仙市では事業所無     |       | 0     | 0     | 0     | 実人／月    |         |
|           | 短期入所<br>（福祉型）  | 5             | 9     | 95    | 133   | 70        | 6             | 10    | 143   | 154   | 165   | 延人日／月   | 1-(3)   |
|           |                |               |       | 15    | 19    | 11        |               |       | 20    | 22    | 24    | 実人／月    |         |
|           | 短期入所<br>（医療型）  | 大仙市では<br>事業所無 |       | 1     | 5     | 5         | 大仙市では<br>事業所無 |       | 5     | 5     | 5     | 延人日／月   | 1-(3)   |
|           |                |               |       | 1     | 1     | 1         |               |       | 1     | 1     | 1     | 実人／月    |         |
|           | 計画相談支援         | 8             | -     | 111   | 146   | 155       | 8             | -     | 160   | 164   | 169   | 実人／月    | 1-(4)   |
|           | 地域移行支援         | 1             | -     | 0     | 0     | 0         | 1             | -     | 1     | 1     | 1     | 実人／月    |         |
| 地域定着支援    | 1              | -             | 0     | 0     | 0     | 1         | -             | 1     | 1     | 1     | 実人／月  |         |         |
| 補装具費の支給   | -              | -             | 186   | 172   | 167   | -         | -             | 175   | 175   | 175   | 件／年   | 1-(5)   |         |
| 日中活動支援    | 生活介護           | 5             | 180   | 6,197 | 6,155 | 6,146     | 7             | 200   | 6,461 | 6,482 | 6,693 | 延人日／月   | 2-(1)-① |
|           |                |               |       | 335   | 330   | 329       |               |       | 340   | 341   | 352   | 実人／月    |         |
|           | 自立訓練<br>（機能訓練） | 大仙市では<br>事業所無 |       | 13    | 18    | 0         | 大仙市では<br>事業所無 |       | 18    | 18    | 18    | 延人日／月   | 2-(2)-① |
|           |                |               |       | 1     | 1     | 0         |               |       | 1     | 1     | 1     | 実人／月    |         |
|           | 自立訓練<br>（生活訓練） | 1             | 6     | 102   | 171   | 203       | 1             | 6     | 215   | 227   | 240   | 延人日／月   | 2-(2)-① |
|           |                |               |       | 6     | 10    | 12        |               |       | 13    | 13    | 14    | 実人／月    |         |
|           | 就労移行支援         | 3             | 18    | 107   | 164   | 191       | 3             | 18    | 204   | 216   | 229   | 延人日／月   | 2-(3)-① |
|           |                |               |       | 6     | 10    | 12        |               |       | 13    | 13    | 14    | 実人／月    |         |
|           | 就労継続支援（A）      | 1             | 10    | 196   | 146   | 121       | 1             | 10    | 126   | 131   | 137   | 延人日／月   | 2-(3)-① |
|           |                |               |       | 10    | 7     | 6         |               |       | 6     | 7     | 7     | 実人／月    |         |
| 就労継続支援（B） | 4              | 109           | 2,726 | 2,931 | 2,983 | 6         | 134           | 3,256 | 3,569 | 3,714 | 延人日／月 | 2-(3)-① |         |
|           |                |               | 155   | 166   | 169   |           |               | 181   | 198   | 206   | 実人／月  |         |         |
| 就労定着支援    | 1              | -             | 2     | 8     | 9     | 1         | -             | 10    | 11    | 13    | 実人／月  | 2-(3)-② |         |
| 療養介護      | 大仙市では事業所無      |               | 19    | 20    | 21    | 大仙市では事業所無 |               | 21    | 22    | 22    | 実人／月  | 2-(1)-① |         |
| 居住支援      | 施設入所支援         | 2             | 110   | 206   | 206   | 205       | 2             | 110   | 204   | 203   | 202   | 実人／月    | 3-(1)   |
|           | 共同生活援助         | 5             | 57    | 76    | 80    | 90        | 7             | 77    | 95    | 101   | 107   | 実人／月    | 3-(2)   |
|           | 自立生活援助         | 大仙市では事業所無     |       | 0     | 0     | 0         | 1             | -     | 1     | 1     | 1     | 実人／月    | 3-(3)   |
| 障がい児給付    | 児童発達支援         | 3             | 30    | 99    | 100   | 107       | 4             | 40    | 201   | 224   | 250   | 延人日／月   | 5-(1)   |
|           |                |               |       | 9     | 14    | 20        |               |       | 33    | 37    | 42    | 実人／月    |         |
|           | 放課後等デイサービス     | 7             | 70    | 821   | 1,066 | 1,298     | 8             | 80    | 1,626 | 1,668 | 1,710 | 延人日／月   | 5-(2)   |
|           |                |               |       | 73    | 101   | 122       |               |       | 125   | 128   | 132   | 実人／月    |         |
|           | 保育所等訪問支援       | 大仙市では<br>事業所無 |       | 0     | 1     | 2         | 大仙市では<br>事業所無 |       | 1     | 1     | 1     | 延人日／月   | 5-(3)   |
|           |                |               |       | 0     | 1     | 2         |               |       | 1     | 1     | 1     | 実人／月    |         |
|           | 医療型児童発達支援      | 大仙市では<br>事業所無 |       | 10    | 1     | 2         | 大仙市では<br>事業所無 |       | 4     | 4     | 4     | 延人日／月   | 5-(4)   |
|           |                |               |       | 2     | 1     | 1         |               |       | 1     | 1     | 1     | 実人／月    |         |
|           | 居宅訪問型児童発達支援    | 大仙市では<br>事業所無 |       | 0     | 0     | 1         | 大仙市では<br>事業所無 |       | 3     | 3     | 3     | 延人日／月   | 5-(5)   |
|           |                |               |       | 0     | 0     | 1         |               |       | 1     | 1     | 1     | 実人／月    |         |
| 障がい児相談支援  | 4              | -             | 16    | 29    | 34    | 4         | -             | 35    | 36    | 37    | 実人／月  | 5-(6)   |         |

平成30年度、令和元年度は実績、令和2年度は見込みの数値です。

## 2. 地域生活支援事業（市が実施主体となっていて行っている事業）

| 区分             | サービス名                           | 第5期 計 画  |     |       |       |       | 第6期 計 画  |     |       |       |       | 単位    | 第2節     |
|----------------|---------------------------------|----------|-----|-------|-------|-------|----------|-----|-------|-------|-------|-------|---------|
|                |                                 | 事業<br>所数 | 定員  | H30   | R1    | R2    | 事業<br>所数 | 定員  | R3    | R4    | R5    |       |         |
| 在宅生活<br>支援     | 移動支援事業                          | 2        | —   | 14    | 10    | 12    | 2        | —   | 14    | 14    | 14    | 時間／年  | 1-(2)   |
|                |                                 |          |     | 4     | 3     | 3     |          |     | 3     | 3     | 3     | 実人／年  |         |
|                | 相談支援事業                          | 3        | —   | 533   | 570   | 503   | 3        | —   | 503   | 503   | 503   | 延件数／年 | 1-(4)   |
|                |                                 |          |     | 3     | 3     | 3     |          |     | 3     | 3     | 3     | 実施箇所  |         |
|                | 日常生活用具給付等事業                     | —        | —   | 2,406 | 2,357 | 2,400 | —        | —   | 2,556 | 2,621 | 2,688 | 件／年   | 1-(6)   |
|                | 意思疎通支援事業<br>(手話通訳者<br>・要約筆記者派遣) | —        | —   | 294   | 342   | 250   | —        | —   | 295   | 295   | 295   | 延件数／年 | 1-(7)   |
|                |                                 |          |     | 19    | 19    | 14    |          |     | 19    | 19    | 19    | 実人／年  |         |
| 訪問入浴<br>サービス事業 | 3                               | —        | 462 | 452   | 450   | 3     | —        | 459 | 459   | 459   | 延件数／年 | 1-(8) |         |
|                |                                 |          | 6   | 5     | 5     |       |          | 6   | 6     | 6     | 実人／年  |       |         |
| 手話奉仕員養成研修事業    | —                               | —        | 0   | 13    | 13    | —     | —        | 15  | 15    | 15    | 実人／年  | 1-(9) |         |
| 日中活動<br>支援     | 日中一時支援事業                        | 5        | 18  | 720   | 863   | 765   | 5        | 18  | 783   | 783   | 783   | 延件数／年 | 2-(1)-② |
|                |                                 |          |     | 87    | 103   | 90    |          |     | 93    | 93    | 93    | 実人／年  |         |
|                | 地域活動センター事業                      | 1        | —   | 171   | 148   | 174   | 1        | —   | 196   | 196   | 196   | 延人日／月 | 2-(2)-② |
|                |                                 |          |     | 26    | 24    | 25    |          |     | 30    | 30    | 30    | 実人／月  |         |
| 権利擁護           | 成年後見制度利用<br>支援事業                | —        | —   | 0     | 0     | 0     | —        | —   | 1     | 1     | 1     | 実人／年  | 4-(1)   |

平成30年度、令和元年度は実績、令和2年度は見込みの数値です。

## 第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

在宅生活を支援するため、以下のサービスを提供します。

なお、（ ）内の（介）は介護給付を、（訓）は訓練等給付を、（自）はその他の自立支援給付を、（地）は地域生活支援事業を示します。

### サービス一覧表

| 自立支援給付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 地域生活支援事業                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div data-bbox="587 533 928 586">1 在宅生活への支援</div> <div data-bbox="172 586 769 1030"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 訪問介護給付<br/>居宅介護<br/>重度訪問介護<br/>同行援護<br/>行動援護<br/>重度障がい者等包括支援</li> <li>(3) 短期入所(福祉型・医療型)</li> <li>(4) 相談支援<br/>計画相談支援<br/>地域移行支援<br/>地域定着支援</li> <li>(5) 補装具費の支給</li> </ul> </div> <div data-bbox="769 586 1420 1030"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 移動支援事業</li> <li>(4) 相談支援</li> <li>(6) 日常生活用具給付等事業</li> <li>(7) 意思疎通支援事業</li> <li>(8) 訪問入浴サービス事業</li> <li>(9) 手話奉仕員養成研修事業</li> <li>(10) その他の在宅支援事業<br/>理解促進研修・啓発事業<br/>自発的活動支援事業<br/>生活訓練事業<br/>点字・声の広報等発行</li> </ul> </div> |                                                                                                                                                                                                 |
| <div data-bbox="587 1052 928 1106">2 日中活動への支援</div> <div data-bbox="172 1106 769 1433"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護サービス<br/>①生活介護・療養介護</li> <li>(2) 生活の自立に向けたサービス<br/>①自立訓練<br/>(機能訓練・生活訓練)</li> <li>(3) 就労訓練・福祉的就労サービス<br/>①就労移行支援・就労継続支援<br/>②就労定着支援</li> </ul> </div> <div data-bbox="769 1106 1420 1433"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護サービス<br/>②日中一時支援事業</li> <li>(2) 生活の自立に向けたサービス<br/>②地域活動支援センター事業</li> </ul> </div>                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                 |
| <div data-bbox="271 1456 587 1509">3 居住の場への支援</div> <div data-bbox="172 1509 689 1675"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設入所支援</li> <li>(2) 共同生活援助</li> <li>(3) 自立生活援助</li> </ul> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <div data-bbox="928 1456 1244 1509">4 権利擁護への支援</div> <div data-bbox="826 1509 1385 1993"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成年後見制度利用支援事業</li> <li>(2) 成年後見制度法人後見支援事業</li> </ul> </div> |
| <div data-bbox="271 1697 587 1751">5 障がい児への支援</div> <div data-bbox="172 1751 689 1993"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童発達支援</li> <li>(2) 放課後等デイサービス</li> <li>(3) 保育所訪問支援</li> <li>(4) 医療型児童発達支援</li> <li>(5) 居宅訪問型児童発達支援</li> <li>(6) 障がい児相談支援</li> </ul> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                 |

## 1. 在宅生活への支援

### (1) 訪問介護給付（介）

#### 〔サービス内容〕

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援を提供します。サービス内容は表のとおりです。

#### 訪問系介護給付

| 名 称                      | 主 な 内 容                                                                                               |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居 宅 介 護                  | 自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介護などを行うサービス                                                      |
| 重 度 訪 問 介 護              | 自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に<br>行うサービス                                                         |
| 同 行 援 護                  | 移動や外出先での支援（代筆・代読）<br>移動や外出先での必要な援護<br>排せつ、食事等の介護、その他外出の際に必要な援助                                        |
| 行 動 援 護                  | 行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス                                                            |
| 重 度 障 が い 者 等<br>包 括 支 援 | 心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供するサービス |

#### 〔事業量見込み〕

今後、利用者の重度化や、介護者の高齢化が進むと考えられるため、事業量は増加すると見込んでいます。

重度障がい者等包括支援は利用がない状況です。

#### 〔提供体制の確保策〕

障がい者等とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、既存事業所でのヘルパー人員の確保や、利用者のニーズに対応したサービスができるよう提供体制を確保していきます。

### (2) 移動支援事業（地）

#### 〔サービス内容〕

移動支援事業は、「社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。

本市は、個別的支援を実施しています。

〔事業量見込み〕

移動支援事業は、アンケート調査による今後利用したいという意向を踏まえて、概ね現状を維持するものと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

サービスを利用者ニーズに応じて適切に行うため、一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上に取り組みます。また、現行の実施事業所の提供体制の確保を図っていきます。

### （３）短期入所(福祉型・医療型)（介）

〔サービス内容〕

短期入所（ショートステイ）は、「介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障がい者施設などで障がい者等を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービス」です。

短期入所

| 名 称       | 主 な 内 容                                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 短期入所（福祉型） | 障がい者支援施設等において実施するもので、障害支援区分が区分１以上である障がい者、障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分１に該当する障がい児を対象とする。         |
| 短期入所（医療型） | 病院、診療所、介護老人保健施設において実施するもので、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者等を対象とする。 |

〔事業量見込み〕

短期入所（福祉型）は、利用実績及びアンケート調査による利用意向を勘案し、事業量は増加すると見込んでいます。

短期入所（医療型）は、現在の利用実績のまま推移すると見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

短期入所事業所の設置を促進するとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大を図ります。

### （４）相談支援（自・地）

〔サービス内容〕

計画相談支援は、障がい者等の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するものです。

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

地域定着支援は、地域生活が不安定な方に対して、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

相談支援事業は、障がい者等の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

#### 相談支援事業

| 名 称       | 主 な 内 容                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援（自） | ①サービス等利用計画案の作成<br>②サービス事業者との連絡調整<br>③支給決定後の変更に係る勧奨                         |
| 地域移行支援（自） | ①住居等の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談<br>②障がい福祉サービス事業所等への同行支援等               |
| 地域定着支援（自） | 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等の支援                          |
| 相談支援事業（地） | ①福祉サービスを利用するための情報提供、相談<br>②社会資源を活用するための支援<br>③社会生活力を高めるための支援<br>④ピアカウンセリング |

#### 〔事業量見込み〕

計画相談支援は、障がい福祉サービス利用者の増加に伴い、利用実績が増加しています。今後も増加していくと見込まれます。

地域移行支援及び地域定着支援については、現在利用実績はありませんが、障がい者の自立支援を推進し、地域生活への移行を進めていくため目標を1人と設定しています。

地域生活支援事業における相談支援については、概ね現状を維持するものと見込まれます。

#### 〔提供体制の確保策〕

市と各相談支援事業所との連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的な相談員を配置し、地域における相談支援事業者などに専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施するため、基幹相談支援センターの機能強化に努めます。

## （５）補装具費の支給（自）

### 〔サービス内容〕

補装具とは、身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のことで、義肢や車いす等があります。補装具費の支給サービスでは、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の給付を行っており、原則として費用の１割が自己負担となっています。また、所得に応じて負担の上限額が決められています。

### 〔事業量見込み〕

補装具費の支給は、利用実績が概ね一定の水準で推移していることから、事業量は概ね現状を維持するものと見込んでいます。

### 〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

## （６）日常生活用具給付等事業（地）

### 〔サービス内容〕

重度の身体障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付しています。

| 事業区分        | 主な内容                                           |
|-------------|------------------------------------------------|
| 介護訓練支援用具    | 特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす。      |
| 自立生活支援用具    | 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。 |
| 在宅療養等支援用具   | 電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。                |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。             |
| 排せつ管理支援用具   | ストマ用装具など、排せつ管理を支援する衛生用品。                       |
| 居宅生活動作補助用具  | 手すりの取り付け、段差の解消など、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。         |

### 〔事業量見込み〕

日常生活用具給付等事業は、排せつ管理支援用具が増加傾向にあるため、事業量は増加するものと見込んでいます。

### 〔提供体制の確保策〕

障がい者等の状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。また、障がい者等のニーズを踏まえ、独自メニューの開発に努めます。

## **（７）意思疎通支援事業（地）**

### **〔サービス内容〕**

意思疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や、要約筆記者を派遣するサービスです。

### **〔事業量見込み〕**

意思疎通支援事業は、利用者が限定されていることから、事業量は概ね現状を維持するものと見込んでいます。

### **〔提供体制の確保策〕**

大仙市では、手話通訳者１名を設置しており、市外や複数の派遣、県や関係機関の協力を得て派遣事業を実施します。

## **（８）訪問入浴サービス事業（地）**

### **〔サービス内容〕**

訪問入浴は、入浴車が自宅を訪問して入浴介護を行うサービスです。

### **〔事業量見込み〕**

訪問入浴サービス事業は、利用者数は一定の水準で推移しているため、事業量は概ね現状を維持するものとして見込んでいます。

### **〔提供体制の確保策〕**

サービス利用者の意向を踏まえ、提供体制の確保を図っていきます。

## **（９）手話奉仕員養成研修事業（地）**

### **〔サービス内容〕**

意思疎通を図ることに支障がある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、日常的な会話ができる程度の手話奉仕員の養成を行う事業です。

### **〔事業量見込み〕**

手話奉仕員を年間１５名養成することを目標とします。

## **（１０）その他の在宅生活支援（地）**

地域生活支援事業によるその他の在宅生活支援として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、生活訓練事業、点字・声の広報等発行事業を推進します。

## 2. 日中活動への支援

日中活動を支援するため、介護や見守りなどのサービスや、自立に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなど以下のサービスを提供します。

### (1) 介護サービス

#### ① 生活介護・療養介護（介）

##### 〔サービス内容〕

生活介護は、常に介護を必要とする障がい者等に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービスです。

療養介護は、長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービスです。

##### 生活介護・療養介護サービスの内容

| 名 称  | 主 な 内 容                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| 生活介護 | 地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供 |
| 療養介護 | 医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う               |

##### 〔事業量見込み〕

生活介護は、利用者が増加傾向にあり、アンケート調査においてもニーズが高いことから増加すると見込んでいます。

療養介護は、概ね現状を維持するものと見込んでいます。

##### 〔提供体制の確保策〕

施設利用者のニーズや、施設を運営する法人等の意向を尊重しつつ、県と連携しながら、既存施設での当該サービスの実施を促進していきます。

また、サービス利用者の意向を踏まえ、提供量の拡大や新規事業所の参入を促進します。

#### ② 日中一時支援事業（地）

##### 〔サービス内容〕

日中一時支援事業は、障がい児や知的障がい者を対象に、日中活動の場として「障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設」で実施します。

##### 〔事業量見込み〕

日中一時支援事業は、直近の状況やアンケート調査でのニーズを踏まえて、事業量は概ね現状を維持するものと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を図るとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

## （２）生活の自立に向けたサービス

### ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（訓）

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校（盲・ろう・養護学校）卒業者などを対象に、「地域生活への移行を図る上で必要な、身体的機能訓練や生活訓練を行うサービス」です。

| 名 称  | 主 な 内 容                                                                   | 利用期間                      |
|------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 機能訓練 | 地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う | 18 か月以内                   |
| 生活訓練 | 地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う     | 24 か月以内（長期入所者の場合は36 か月以内） |

〔事業量見込み〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は過去の利用実績を踏まえて、概ね現状を維持するものと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上に取り組みます。また、現行の実施事業所の提供体制の確保を図っていきます。

### ② 地域活動支援センター事業（地）

〔サービス内容〕

地域において就労が困難な在宅の障がい者等とその介護者に、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の機会を提供するサービスです。

〔事業量見込み〕

地域活動支援センター事業は、過去の利用実績を踏まえて、概ね現状を維持するものとして見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

今後とも市内の利用者の意向などを勘案しながら、提供体制の整備を積極的に促進していきます。

### (3) 就労訓練・福祉的就労サービス

#### ① 就労移行支援・就労継続支援（訓）

##### 〔サービス内容〕

自立支援給付による就労訓練、福祉的就労サービスとしては、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型があります。就労継続支援 A 型は、雇用契約に基づくサービスですが、就労移行支援及び就労継続支援 B 型は雇用契約に基づかないサービスとなっています。

#### ② 就労定着支援（訓）

##### 〔サービス内容〕

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスとなっています。

##### 就労訓練・福祉的就労サービスの内容

| 名 称       | 主 な 内 容                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労移行支援    | 事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用期間 2 年）                                  |
| 就労継続支援（A） | ① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供<br>② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う               |
| 就労継続支援（B） | ① 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）<br>② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う |
| 就労定着支援    | 企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。                  |

##### 〔事業量見込み〕

就労移行支援は、成果目標として令和 5 年度末利用者数を 14 人としており、目標数値に基づき各年度の見込み量を設定しています。就労継続支援は、過去の利用実績、アンケート調査のニーズを踏まえて、増加すると見込んでいます。

就労定着支援は、令和 5 年度末利用者を 13 人と見込んでいます。

##### 〔提供体制の確保策〕

働く意欲のある障がい者等が一人でも多く就労できるよう、事業所や県、ハローワークなどと連携を図り、支援体制の充実に取り組みます。

また、就労定着支援サービスについては、事業所の新規参入を促進していきます。

### 3. 居住の場への支援

#### (1) 施設入所支援（介）

##### 〔サービス内容〕

施設入所は、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

施設入所支援の対象者は、「① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）、② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方」となります。また、自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。

##### 〔事業量見込み〕

施設入所支援は、成果目標として令和5年度末時点の施設入所者数を202人としており、目標数値に基づき各年度の見込み量を設定しています。

#### (2) 共同生活援助（訓）

##### 〔サービス内容〕

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の方が利用でき、共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

##### 〔事業量見込み〕

共同生活援助は、サービス提供事業所の新規参入が予定されていることから、事業量は増加すると見込んでいます。

##### 〔提供体制の確保策〕

共同生活援助施設の設置を促進するとともに、在宅移行者の増加により需要の伸びが生じた際には、既存のホームの拡充や、新規事業参入など、その動向を踏まえながら積極的に対応していきます。

#### (3) 自立生活援助（介）

##### 〔サービス内容〕

障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり巡回相談等適切な支援を行います。

##### 〔事業量見込み〕

自立生活援助は、利用者を1人と見込んでいます。

##### 〔提供体制の確保策〕

サービス提供事業所の新規参入を促進していきます。

## 4. 権利擁護への支援

### (1) 成年後見制度利用支援事業（地）

#### 〔サービス内容〕

判断能力が不十分な方が、サービス利用の際に必要な契約などの法律行為や、日常的な金銭の支払いなどを、「成年後見人等」が本人に代わって行うことができます。

市では、低所得者が家庭裁判所に成年後見等を申し立てる際の費用を助成するなど、成年後見制度の利用を支援しています。

#### 〔事業量見込み〕

成年後見制度利用支援事業は、現在利用実績はありませんが、今後障がい者等の重度化、高齢化が考えられるため、利用者を1人と見込んでいます。

#### 〔提供体制の確保策〕

相談窓口の整備、相談支援機関との連携を図りながら、迅速・的確な対応ができる体制づくりに努めます。

### (2) 成年後見制度法人後見支援事業（地）

#### 〔サービス内容〕

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

## 5. 障がい児への支援

### (1) 児童発達支援（自）

#### 〔サービス内容〕

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

#### 〔事業量見込み〕

サービス提供事業所の新規参入が予定されていることから、事業量は増加すると見込んでいます。

#### 〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を図るとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

## （２）放課後等デイサービス（自）

### 〔サービス内容〕

学校の授業終了後や学校の休校日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

### 〔事業量見込み〕

放課後等デイサービスは、利用者のニーズの増加とともに事業所数も増加しており、今後も事業量は増加すると見込んでいます。

### 〔提供体制の確保策〕

障がい児一人ひとりの状況に応じたサービスの提供を促進するとともに、提供体制の充実を図っていきます。

## （３）保育所等訪問支援（自）

### 〔サービス内容〕

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援などを行うサービスです。

### 〔事業量見込み〕

保育所等訪問支援は、過去の利用実績を踏まえて、事業量は概ね現状を維持すると見込んでいます。

### 〔提供体制の確保策〕

母子保健、医療、保育・教育分野等との連携を図りながらサービス利用に向けての支援を行います。

## （４）医療型児童発達支援（自）

### 〔サービス内容〕

肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療などの必要な支援を行います。

### 〔事業量見込み〕

医療型児童発達支援は、サービス提供が可能な事業所が限られるため、事業量は概ね現状を維持すると見込んでいます。

### 〔提供体制の確保策〕

需要動向をみながら、サービス利用に向けての支援を行います。

## （５）居宅訪問型児童発達支援（自）

### 〔サービス内容〕

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

### 〔事業量見込み〕

居宅訪問型児童発達支援の利用者は、１人と見込んでいます。

### 〔提供体制の確保策〕

サービス提供事業所の新規参入を促進していきます。

## （６）障がい児相談支援（自）

### 〔サービス内容〕

障がい児の心身の状況、環境、障がい児又は保護者のサービス利用意向、利用するサービスの計画作成等の支援を行うサービスです。

### 〔事業量見込み〕

障がい児相談支援は、サービス利用者の増加が見込まれることから、事業量も増加すると見込まれます。

### 〔提供体制の確保策〕

市と各相談支援事業所との連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができるよう努めます。また、需要の伸びが生じた際にはサービス提供事業所の新規参入を促進していきます。

## 第4章 その他自立支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

### 第1節 障がい者等に対する虐待の防止

相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理者等に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修を実施し、虐待防止に関する意識啓発を図ります。

### 第2節 意思決定支援の促進

障がい者等の意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者等及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障がい者等の権利利益の保護等のための施策又は制度が適切に行われるよう関係機関との連携を図ります。

### 第3節 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者等の社会参加を促進する観点から、国や県との連携を図りながら、障がい者等の文化芸術活動の振興を図ります。また、活動量計を活用し、健康づくりを目指している「健幸まちづくりプロジェクト」への参加を推進していきます。

### 第4節 障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取り組みを進めます。

### 第5節 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業者における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所において、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進め、近年多発する自然災害への備えや、新型コロナウイルス感染症をはじめとする、様々な感染症を予防する「新しい生活様式」への対応等、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実します。

## 第5章 計画の円滑な推進に向けた方策

### 第1節 地域自立支援協議会の円滑な運営

障がい者等の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本市では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「地域自立支援協議会」を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っています。

### 第2節 障がい福祉計画の調査、分析、及び評価

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。P（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況について少なくとも年1回は実績を把握し、大仙市地域自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

### 第3節 関係機関との連携

指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の目標達成に向けて、障がい保健福祉の観点からだけでなく、医療、教育、雇用等の関係機関と連携を図りながら、分野を越えた総合的な取り組みを行っています。

# 資料編

# 1 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例

平成19年3月26日

条例第32号

改正 平成20年6月27日条例第51号

平成25年6月24日条例第29号

平成26年3月19日条例第17号

(設置)

第1条 市が策定する福祉に係る計画等について審議等を行わせるため、大仙市福祉関係計画等審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる計画等について審議し、答申するものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく行動計画
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画
- (6) 子どもの育成支援に関する条例

2 審議委員会は、前項各号に掲げる計画等について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議委員会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域協議会委員等住民の代表者
- (4) 関係団体・ボランティア等の代表者
- (5) 学識経験のある者

(6) 行政機関関係者

(7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審議委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課内に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、市長が招集する。

(大仙市障害者計画等策定審議会条例の廃止)

3 大仙市障害者計画等策定審議会条例(平成18年大仙市条例第63号)は、廃止する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成20年6月27日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年3月19日条例第17号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則

平成19年3月26日

規則第16号

改正 平成22年4月1日規則第28号

平成23年4月1日規則第21号

平成24年4月1日規則第11号

平成25年6月24日規則第35号

平成28年4月1日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、大仙市福祉関係計画等審議委員会条例（平成19年大仙市条例第32号）第7条の規定に基づき、大仙市福祉関係計画等審議委員会（以下「審議委員会」という。）の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議委員会に、その所掌事項の調査及び審議を行わせるため、次の部会を置く。

- (1) 高齢部会
- (2) 障害部会
- (3) 児童部会
- (4) 地域福祉部会

2 部会は、審議委員会の委員で組織する。

3 部会に所属する委員は、審議委員会委員長が指名する。

(部会長等)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 高齢部会 健康福祉部地域包括支援センター

- (2) 障害部会 健康福祉部社会福祉課
  - (3) 児童部会 健康福祉部子ども支援課
  - (4) 地域福祉部会 健康福祉部社会福祉課
- (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第28号）抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第21号）抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第11号）抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日規則第35号）  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(大仙市行政組織規則の一部改正)

- 2 大仙市行政組織規則（平成17年大仙市規則第3号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年4月1日規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 3 大仙市福祉関係計画等審議委員会 委員

(敬 称 略)

| 所 属 団 体 等               | 職 名                    | 氏 名     | 備考   |
|-------------------------|------------------------|---------|------|
| 大曲仙北医師会                 | 副会長                    | 木 村 靖 和 | 委員長  |
| 大曲仙北歯科医師会               | 会 長                    | 畠 山 桂 郎 | 副委員長 |
| 秋田県薬剤師会大曲仙北支部           | 幹 事                    | 川 田 智 広 |      |
| 大仙市社会福祉協議会              | 会 長                    | 佐 藤 力   |      |
| 大仙市民生児童委員協議会            | 会 長                    | 武 田 孝 雄 |      |
| 社会福祉法人 県南ふくし会<br>こもれびの杜 | 施設長                    | 内 村 子 畝 |      |
| 社会福祉法人 水交会              | 常務理事                   | 檜 尾 正 義 |      |
| 大曲仙北地域密着型<br>介護事業者連絡会   | 理事・事務局次長               | 小 松 利 光 |      |
| 大曲仙北老人福祉施設連絡協議会         | 会 長                    | 佐 藤 義 勝 |      |
| 社会福祉法人 大空大仙<br>園長会      | 会 長<br>(おおたわんぱくランド 園長) | 橋 本 美紀子 |      |
| 県南地区介護支援専門員協会           | 会 長                    | 小 原 秀 和 |      |
| NPO法人障がい者自立生活センター・ほっと大仙 | 相談役                    | 石 川 和 美 |      |
| NPO法人まることびおら            | 代表理事                   | 挽 野 実 之 |      |
| 角間川小学校                  | 校 長                    | 小 原 衿 子 |      |
| 大曲地域協議会                 | 委 員                    | 成 田 麗 子 |      |
| 神岡地域協議会                 | 委 員                    | 工 藤 容 子 |      |
| 大仙市ボランティア連絡協議会          | 会 長                    | 大信田 孝 文 |      |
| 大仙市身体障害者福祉協会            | 会 長                    | 太 田 雄 介 |      |
| 大仙市老人クラブ 連合会            | 会 長                    | 富 樫 俊 悦 |      |
| ふれあい家族会                 | 監 事                    | 今 野 利久藏 |      |
| 大仙市手をつなぐ育成会             | 事務局                    | 新 田 亮 子 |      |
| 大曲公共職業安定所               | 所 長                    | 片 岡 浩 成 |      |
| 仙北地域振興局福祉環境部            | 次 長                    | 小 國 爾   |      |
| 大曲支援学校                  | 校 長                    | 小 林 司   |      |
| 市立大曲病院                  | 院 長                    | 大 谷 和 生 |      |

#### 4 大仙市福祉関係計画等審議委員会 障がい部会委員

(敬 称 略)

| 所 属 団 体 等               | 職 名  | 氏 名     | 備考   |
|-------------------------|------|---------|------|
| 秋田県薬剤師会大曲仙北支部           | 幹 事  | 川 田 智 広 |      |
| 社会福祉法人 水交会              | 常務理事 | 檜 尾 正 義 | 部会長  |
| NPO法人障がい者自立生活センター・ほっと大仙 | 相談役  | 石 川 和 美 |      |
| 角間川小学校                  | 校 長  | 小 原 衿 子 |      |
| 大仙市ボランティア連絡協議会          | 会 長  | 大信田 孝 文 | 職務代理 |
| 大仙市身体障害者福祉協会            | 会 長  | 太 田 雄 介 |      |
| ふれあい家族会                 | 監 事  | 今 野 利久藏 |      |
| 大仙市手をつなぐ育成会             | 事務局  | 新 田 亮 子 |      |
| 大曲公共職業安定所               | 所 長  | 片 岡 浩 成 |      |
| 仙北地域振興局福祉環境部            | 次 長  | 小 國 爾   |      |
| 大曲支援学校                  | 校 長  | 小 林 司   |      |
| 市立大曲病院                  | 院 長  | 大 谷 和 生 |      |

## 5 第3次障がい者計画 施策の体系

### 基本理念

ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち

基本的視点 1. とともに生きる地域社会の実現  
2. 総合的な福祉サービスの提供  
3. 自立した生活の支援

### 基本目標

### 施策の方向

|                        |                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 障がいのある人への理解啓発・交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理解促進・啓発活動の推進</li> <li>(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進</li> <li>(3) 権利擁護の推進、虐待の防止</li> <li>(4) 交流・ふれあいの機会の確保</li> <li>(5) ボランティア活動の推進</li> </ul>                                   |
| 2. 安全で快適な生活環境の整備       | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) バリアフリー化の推進</li> <li>(2) 居住環境の整備</li> <li>(3) 緊急時支援体制の整備</li> </ul>                                                                                                      |
| 3. 総合的な障がい福祉サービスの提供    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい福祉サービス等の充実</li> <li>(2) サービス提供体制の整備</li> <li>(3) 在宅障がい者への支援</li> <li>(4) 相談支援体制の充実</li> <li>(5) 情報提供の充実</li> <li>(6) 障がい児支援の充実</li> <li>(7) 生活安定のための施策の推進</li> </ul> |
| 4. 保健・医療の充実            | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子保健の充実</li> <li>(2) 地域医療の充実</li> <li>(3) 健康づくりの充実</li> </ul>                                                                                                           |
| 5. 個に応じた育成・教育の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい児の育成支援</li> <li>(2) 特別支援教育の充実</li> <li>(3) 教育環境の整備</li> </ul>                                                                                                        |
| 6. 就労支援と雇用促進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般就労への支援</li> <li>(2) 福祉的就労への支援</li> </ul>                                                                                                                              |
| 7. 生きがいのある生活支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ・レクリエーション活動の支援</li> <li>(2) 生涯学習の機会の充実</li> <li>(3) 社会参加の促進</li> </ul>                                                                                              |

## 6 障がい者の状況（令和元年度末現在）

### 1 身体障がい者の状況

大仙市の身体障がい児・者数（身体障害者手帳所持者）は、4,556人で人口79,930人に対して占める割合は5.7%となっています。

年齢構成は、65歳未満の障がい福祉サービス対象者が813人（身体障がい児・者全体の17.8%）に対して65歳以上の方が3,743人（同 82.2%）となっており大部分を占めています。

身体障害者手帳所有者の内訳は、「肢体不自由」が62.6%と最も高く、次いで「内部障がい」が23.7%となっています。

（資料：社会福祉課）

### 2 知的障がい者の状況

知的障がい児・者数（療育手帳所持者）は696人で、人口79,930人に対して占める割合は0.87%となっています。

年齢構成は、65歳未満の障がい福祉サービス対象者が573人（知的障がい児・者全体の82.3%）に対して、65歳以上の方が123人（同 17.7%）となっており65歳未満が大部分を占めています。

療育手帳所有者は、3年間で47人増加しており、年々増加傾向にあります。

（資料：社会福祉課）

### 3 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所有者は486人で、人口79,930人に対して占める割合は0.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所有者は3年間で64人増加しており、増加傾向にあります。

自立支援医療（通院）受給者の中には、手帳を所持していない方もいることから障がい福祉サービスの利用が可能な方は増加すると考えられます。

（資料：社会福祉課）

### 4 発達障がい者の状況

発達障がい者数は、その障がいの特性から実態の把握は難しい状況にありますが、発達障害者支援法により設置されている発達障害者支援センターにおける令和元年度の相談支援者数は、秋田県で延べ2,277人となっています。

（資料：秋田県発達障害者支援センター）

### 5 難病等の状況

特定疾患医療受給者数は、令和元年度末現在で499人で、人口79,930人に対して占める割合は0.6%となっています。小児慢性特定疾患の受給者数は70人となっています。

（資料：大仙保健所）

（各項目の令和元年度末人口資料：住民基本台帳）

## 計画づくりのためのアンケート調査結果

# 1. アンケート調査の概要

## (1) 調査目的

本調査は、令和2年度に「第6期大仙市障がい福祉計画・第2期大仙市障がい児福祉計画」の策定を行うにあたり、障がいのある方の生活実態、障がい福祉サービス等の利用状況や今後の利用意向、福祉政策への意見、要望等を計画策定の基礎資料とするため実施しました。

## (2) 調査の方法

|       |                    |      |
|-------|--------------------|------|
| ①調査対象 | 市内に在住の障がい福祉サービス利用者 | 397人 |
|       | 市内に在住の障害者手帳所持者     | 103人 |
|       | 指定障がい福祉サービス事業者     | 27件  |
|       | 計画相談支援事業所          | 8件   |

②調査方法 調査票による記入方式

③調査期間 令和2年8月28日～9月11日

## (3) 回収結果

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 障がい福祉サービス利用者、障害者手帳所持者 |        |
| 配布数                   | 500    |
| 有効回収数                 | 424    |
| 有効回収率                 | 84.20% |

|                |        |
|----------------|--------|
| 指定障がい福祉サービス事業者 |        |
| 配布数            | 27     |
| 有効回収数          | 23     |
| 有効回収率          | 85.18% |

|           |         |
|-----------|---------|
| 計画相談支援事業所 |         |
| 配布数       | 8       |
| 有効回収数     | 8       |
| 有効回収率     | 100.00% |

## (4) 報告書の見方

○ Nについて

グラフ中の「N」とは、設問ごとに該当する回答者総数を表します。したがって各選択肢の％に「N」を乗じることで、その選択肢の回答者が計算できます。

○ %について

グラフ中の「％」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問（1つだけに○をつけるもの）であっても、合計が100％にならない場合があります。また、複数回答の場合（あてはまるものすべてに○をつけるものなど）は「N」に対する各選択肢の回答者数の割合を示しています。

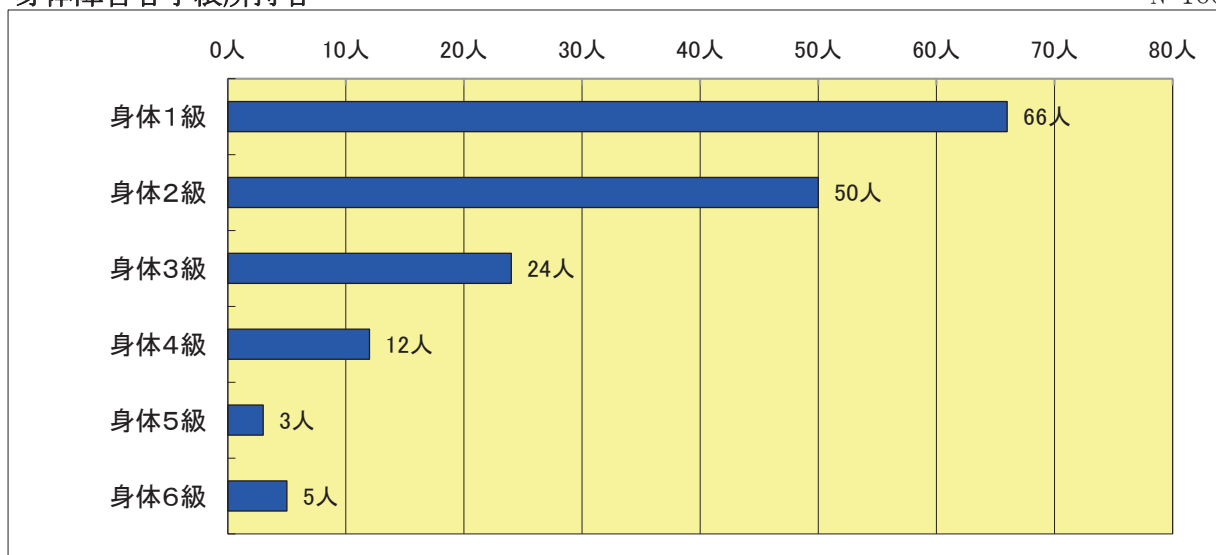
## 2. サービス利用者の主なアンケート結果

### 障がい者手帳の状況について

問6. お持ちの手帳の種類と等級をお答えください。（複数回答）

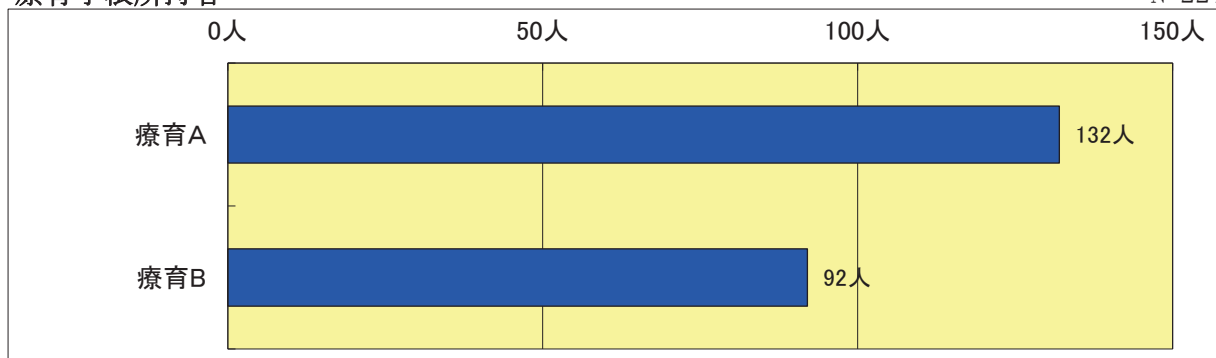
身体障害者手帳所持者

N=160



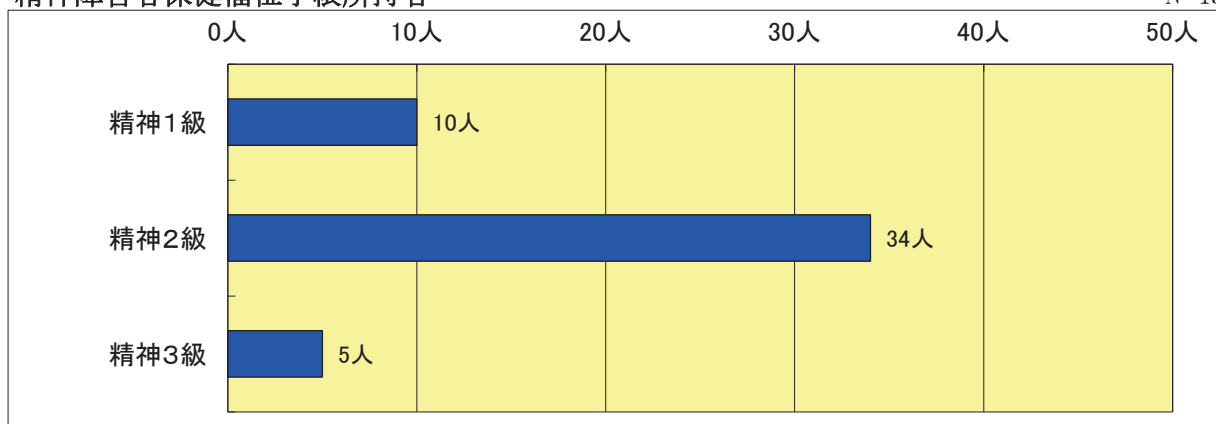
療育手帳所持者

N=224



精神障害者保健福祉手帳所持者

N=49



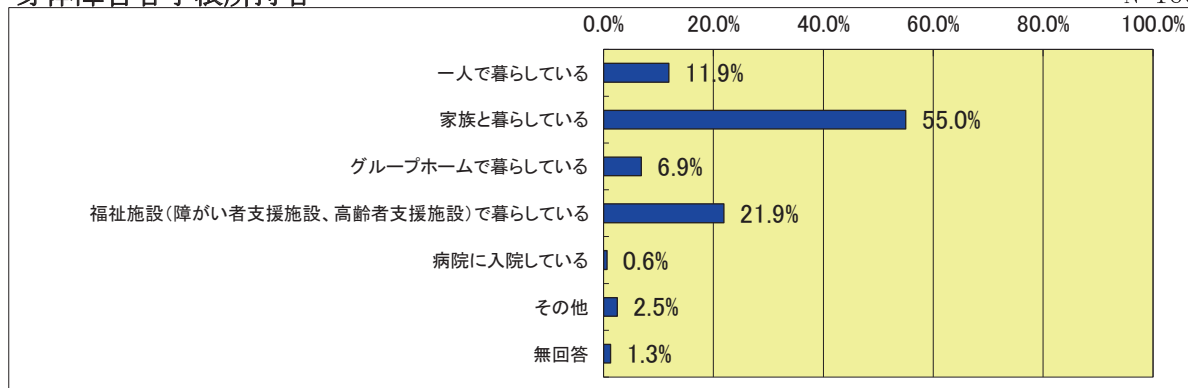
## 住まいや暮らしについて

### 問14. あなたは現在どのように暮らしていますか。（単数回答）

家族と暮らしている方が最も多く、障がい別でも、身体障害者手帳所持者が55.0%、療育手帳所持者が73.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者が73.5%となっています。

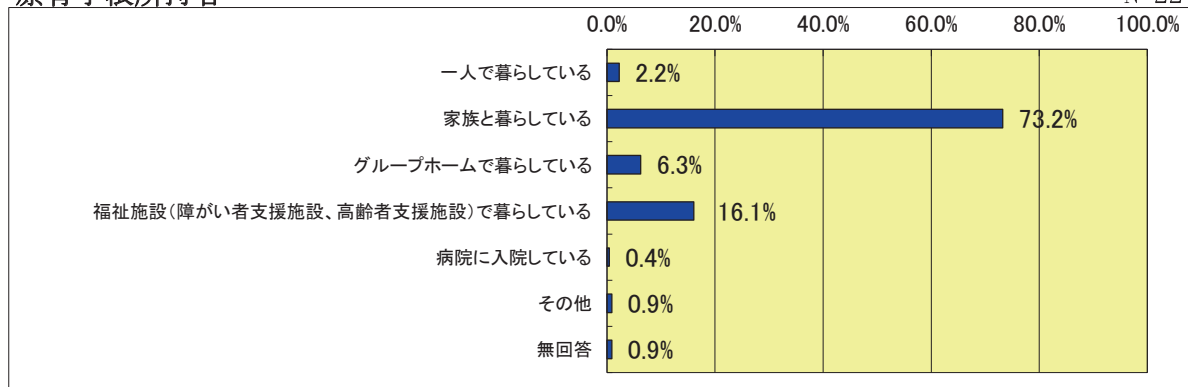
#### 身体障害者手帳所持者

N=160



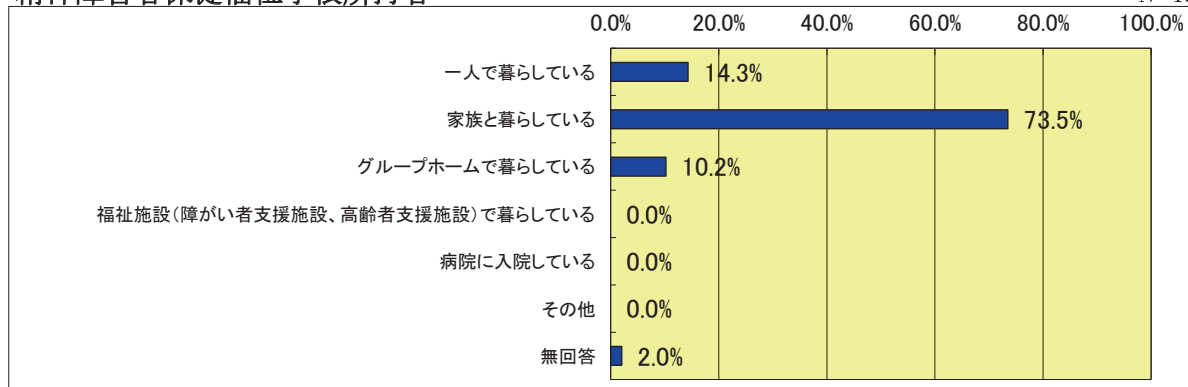
#### 療育手帳所持者

N=224



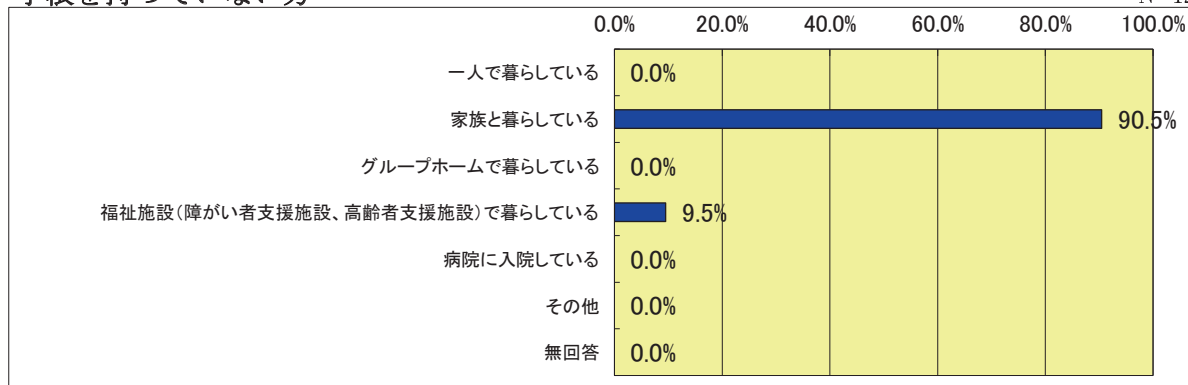
#### 精神障害者保健福祉手帳所持者

N=49



#### 手帳を持っていない方

N=42

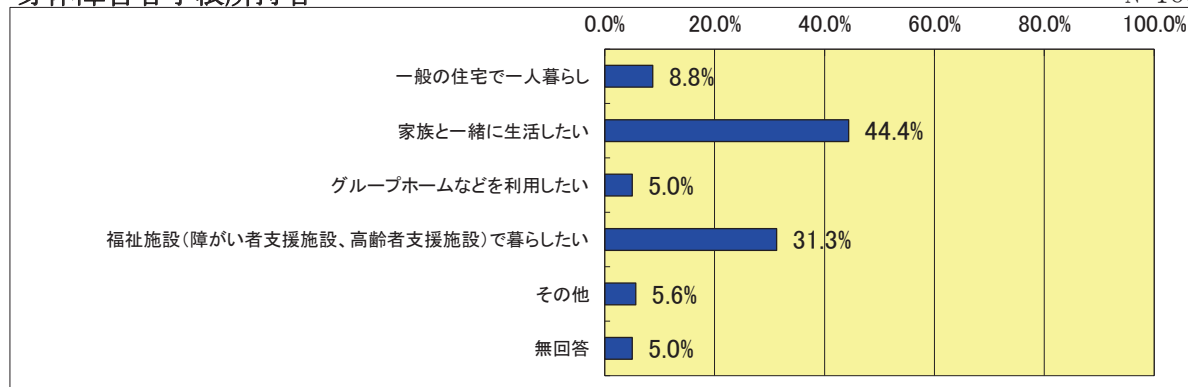


# 問15. あなたは将来どのように暮らしたいですか。（単数回答）

将来の暮らし方については、全体的に「家族と一緒に生活したい」との回答が多くなっています。また、福祉施設での暮らしを希望すると回答した方も多く見られます。

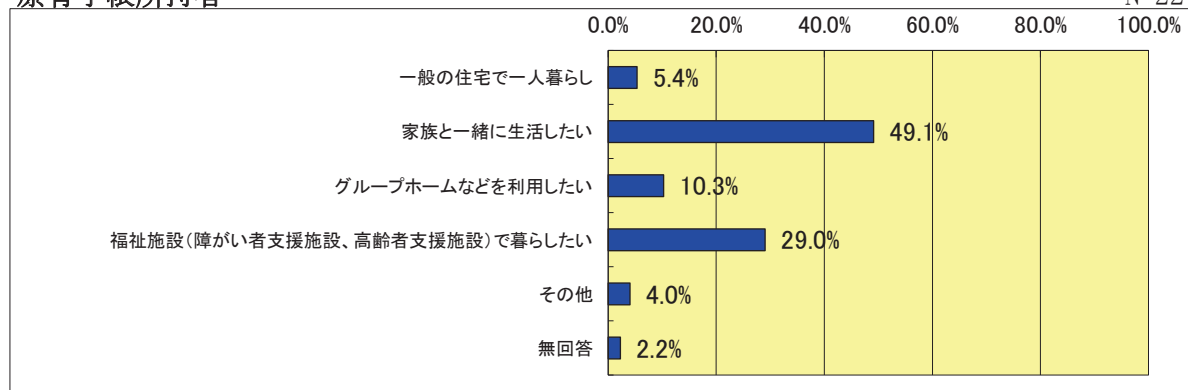
## 身体障害者手帳所持者

N=160



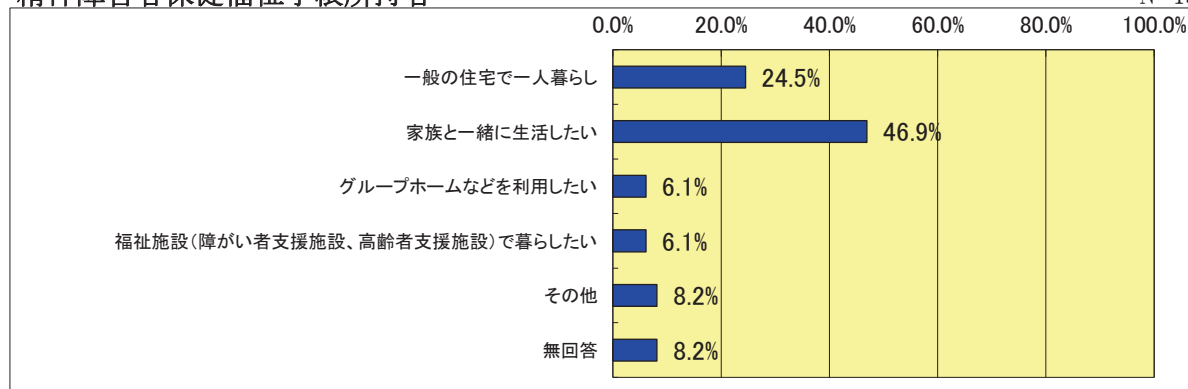
## 療育手帳所持者

N=224



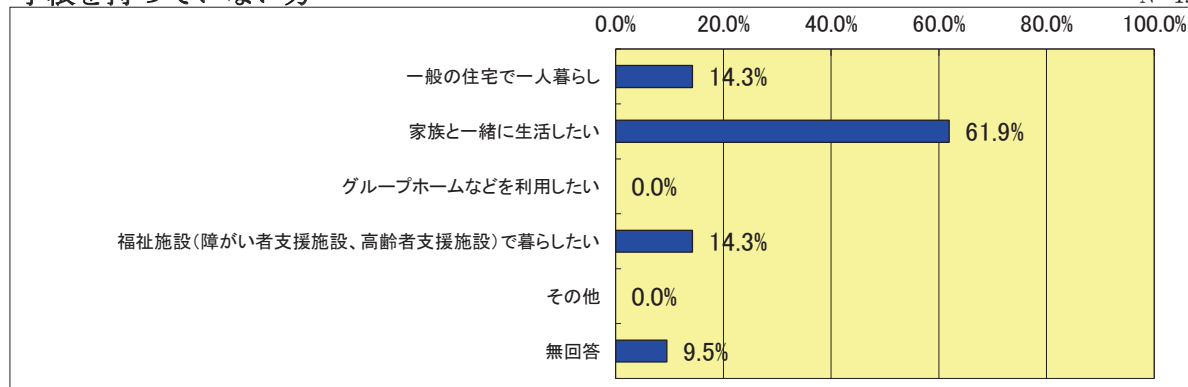
## 精神障害者保健福祉手帳所持者

N=49



## 手帳を持っていない方

N=42

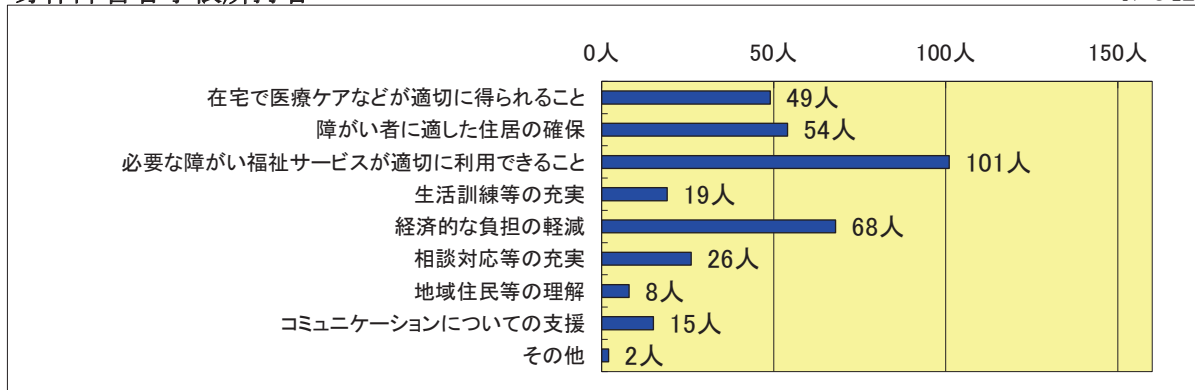


問16. 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
(複数回答)

希望する暮らしを送るために必要な支援については、「必要な障がい福祉サービスが適切に利用できること」や「経済的な負担の軽減」と回答した方が多くなっています。

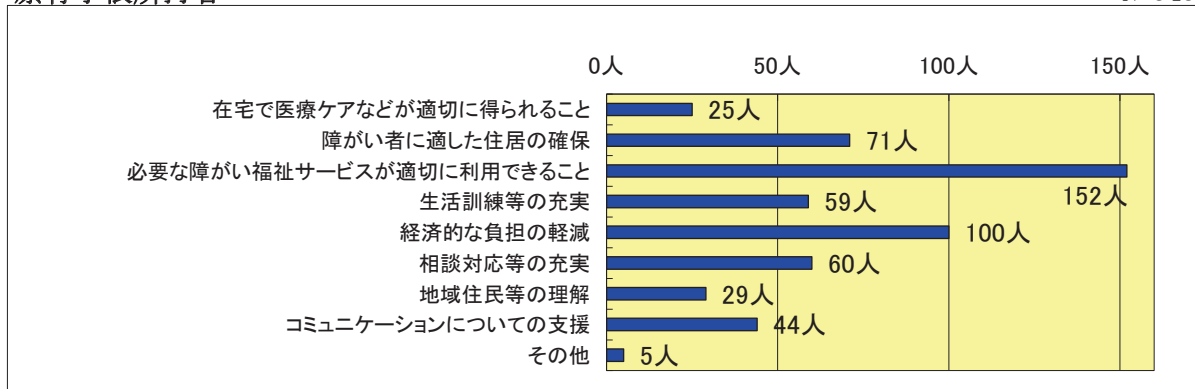
身体障害者手帳所持者

N=342



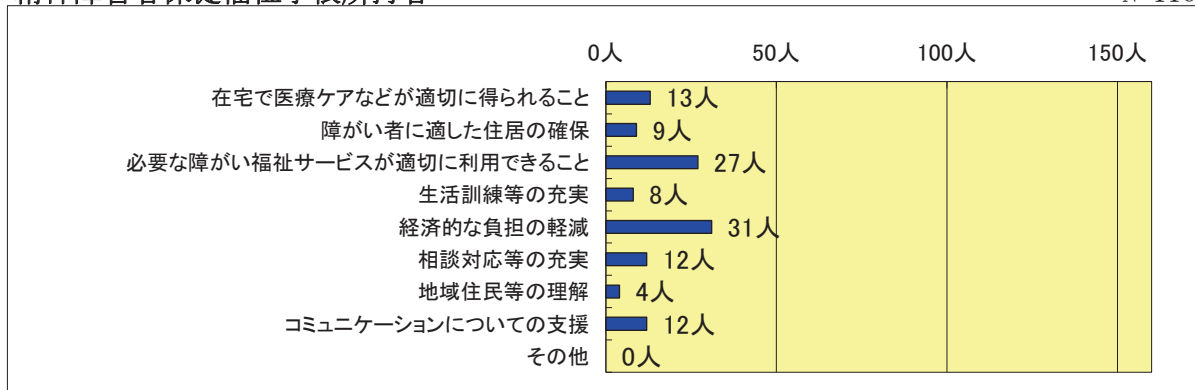
療育手帳所持者

N=545



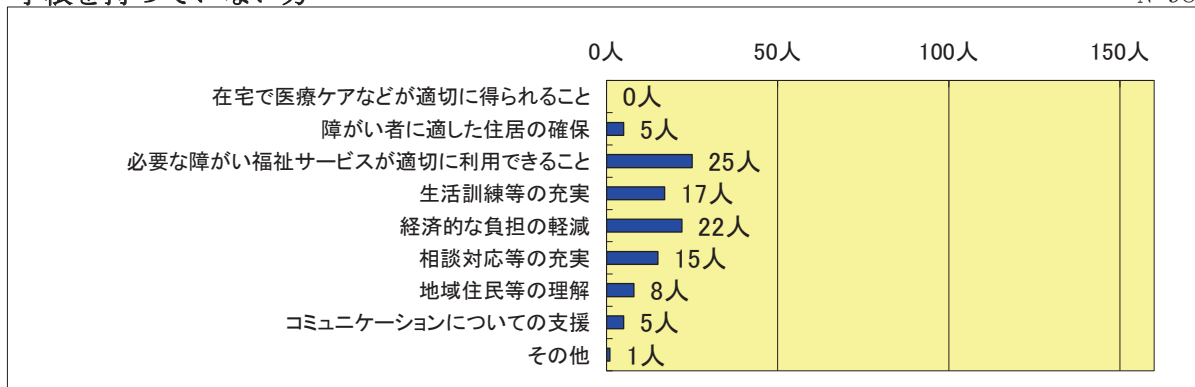
精神障害者保健福祉手帳所持者

N=116



手帳を持っていない方

N=98



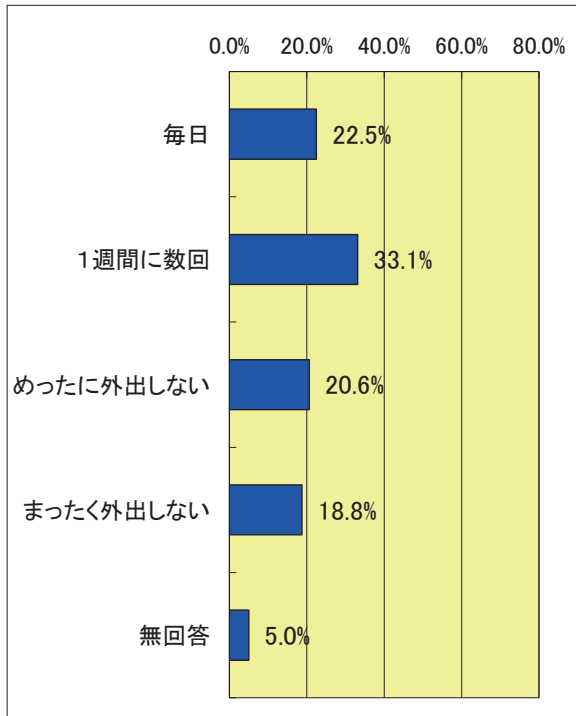
## 日中活動について

### 問17. あなたは、1週間にどの程度外出しますか。（単数回答）

1週間の外出回数については、全体的に「毎日」「1週間に数回」との回答が高くなっていますが、「めったに外出しない」との回答も比較的高い傾向にあります。

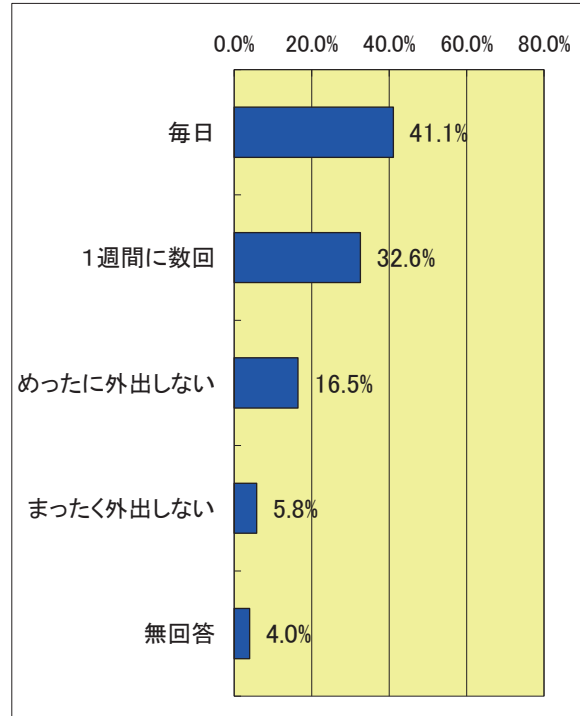
#### 身体障害者手帳所持者

N=160



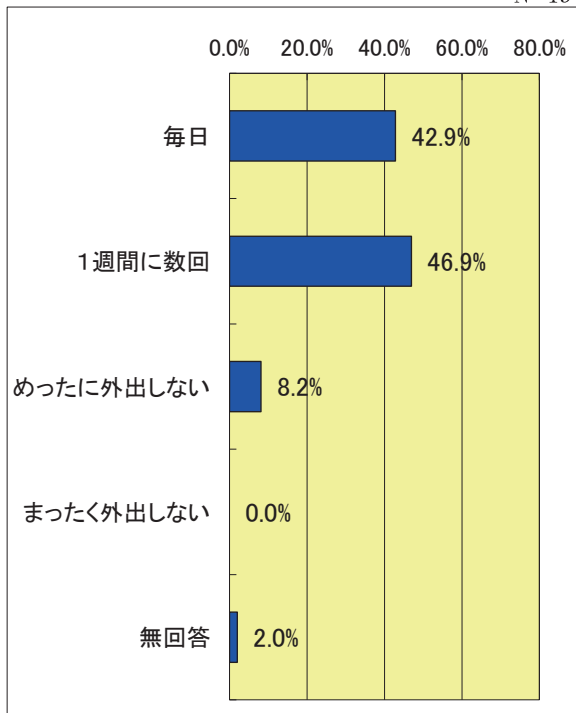
#### 療育手帳所持者

N=224



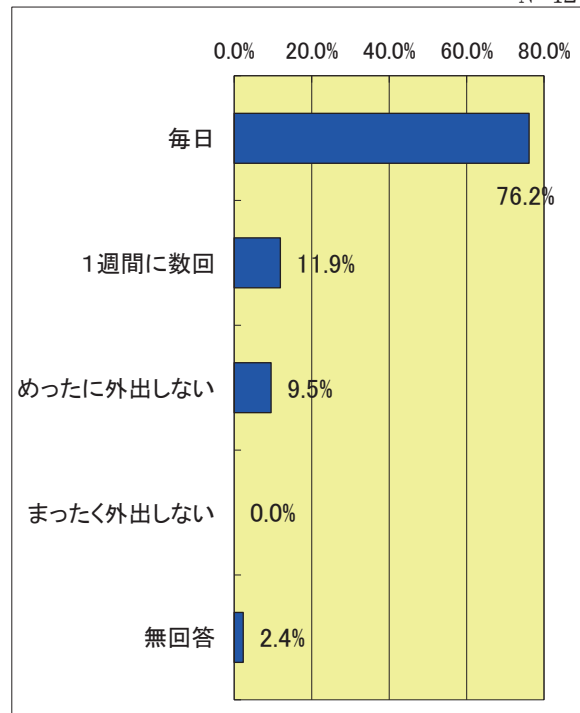
#### 精神障害者保健福祉手帳所持者

N=49



#### 手帳を持っていない方

N=42

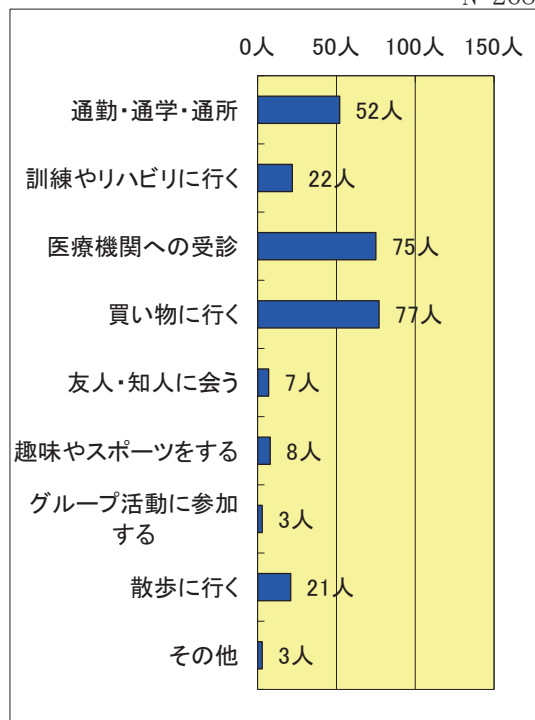


問19. あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（複数回答）

外出の目的としては、「通勤・通学・通所」「医療機関への受診」「買い物に行く」など、日常生活上必要な理由での外出が全体的に高くなっています。反対に、余暇活動での外出は低い傾向にあります。

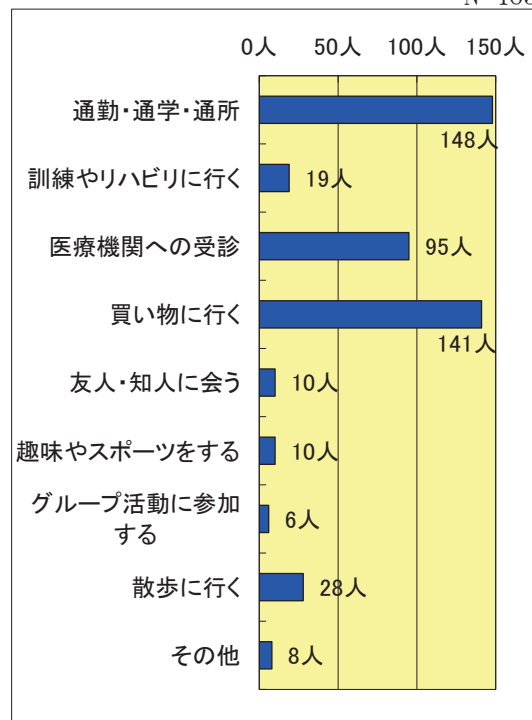
身体障害者手帳所持者

N=268



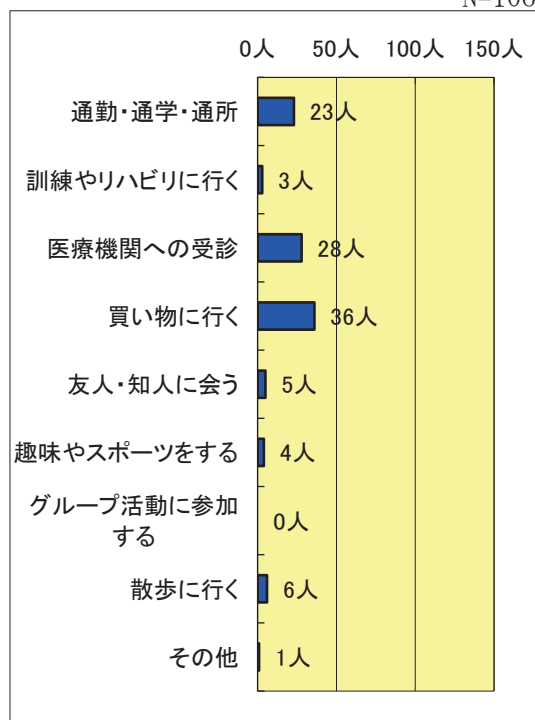
療育手帳所持者

N=465



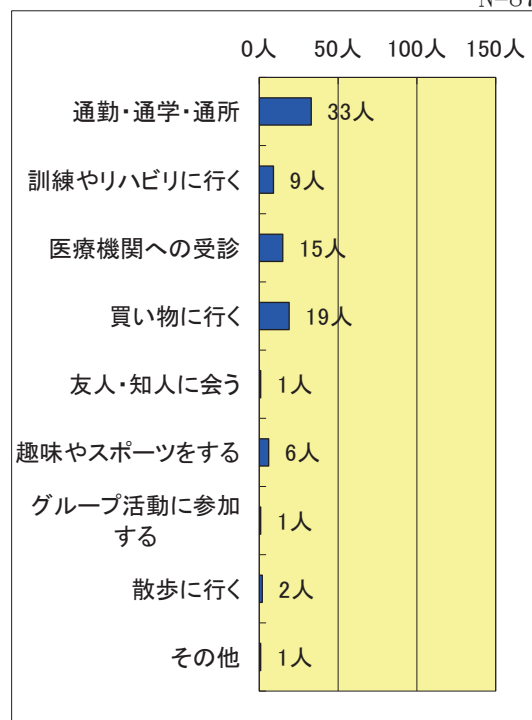
精神障害者保健福祉手帳所持者

N=106



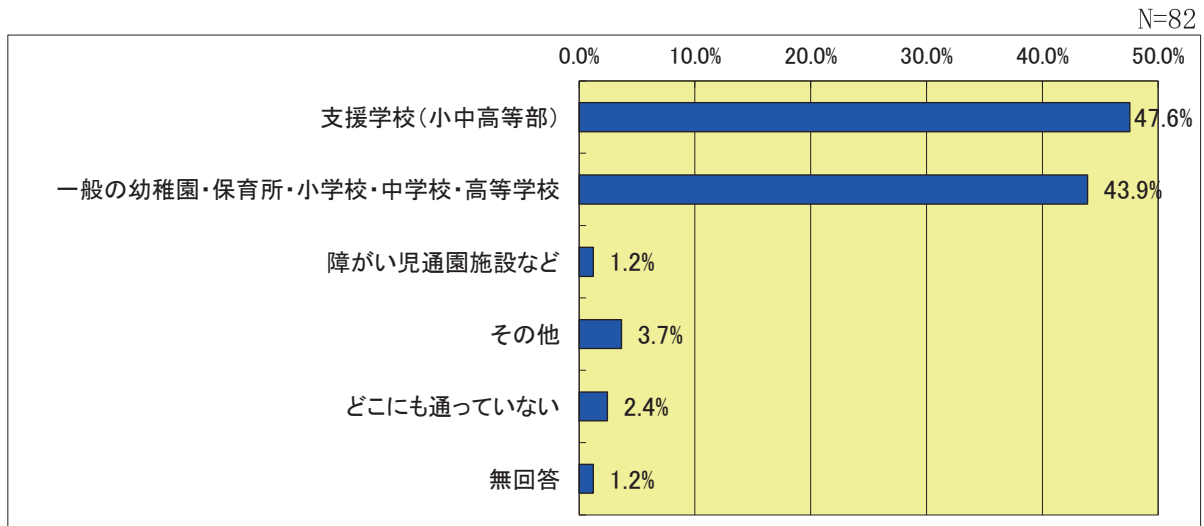
手帳を持っていない方

N=87



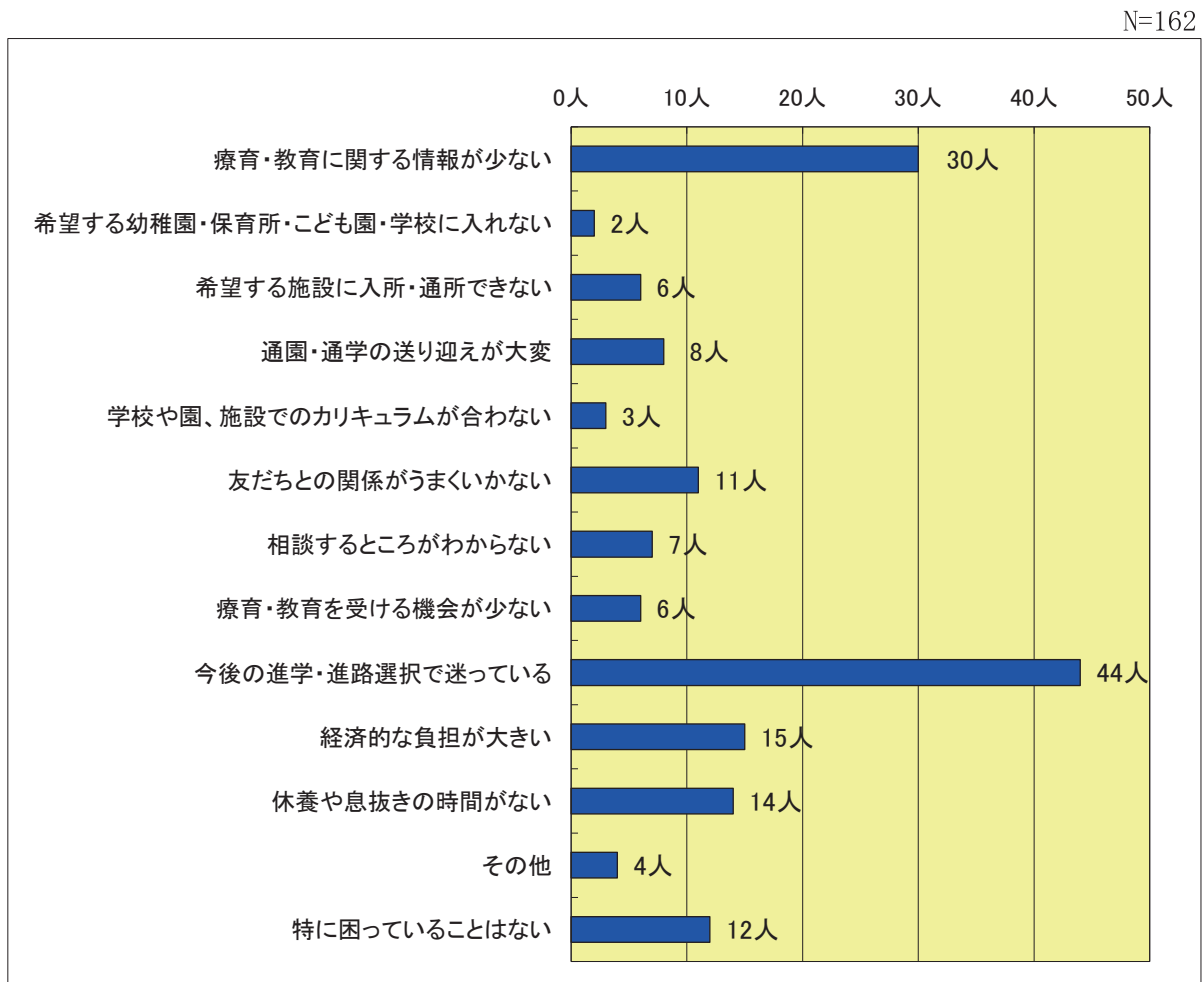
## 療育・教育について

問22. 現在通っているところをお答えください。（単数回答）



問23. お子様の療育・教育について困っていることはありますか。（複数回答）

療育・教育について困っていることとして、療育・教育に関する情報が少ない、今後の進学・進路選択、経済的な負担が大きい、休養や息抜きの時間がない、との回答が多くなっています。



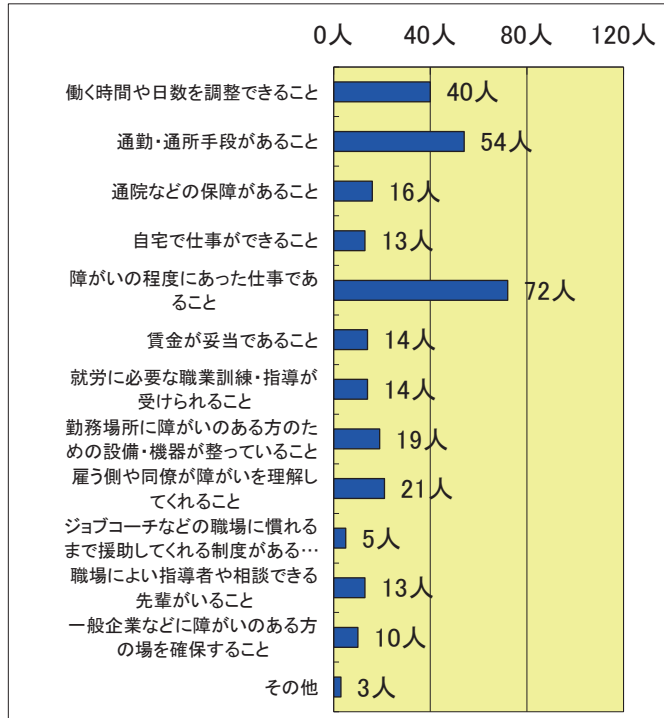
## 就労について

問26. あなたは、障がいのある方が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。（複数回答）

働くために必要な環境としては、全体として「障がいの程度にあった仕事であること」「障がいへの理解があること」「働く時間や日数を調整できること」が多くなっています。

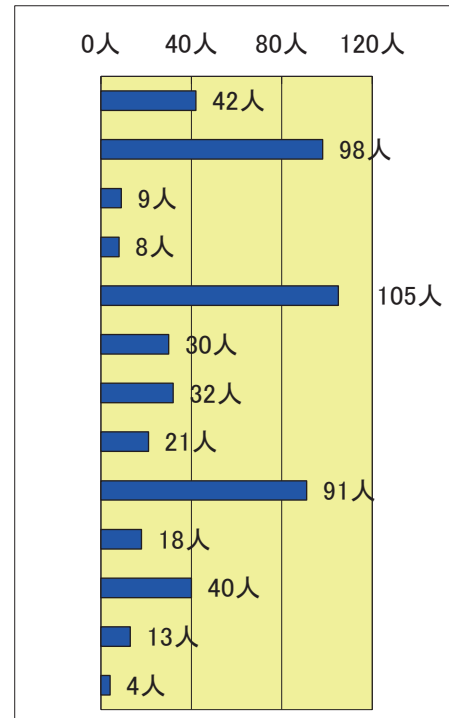
身体障害者手帳所持者

N=294



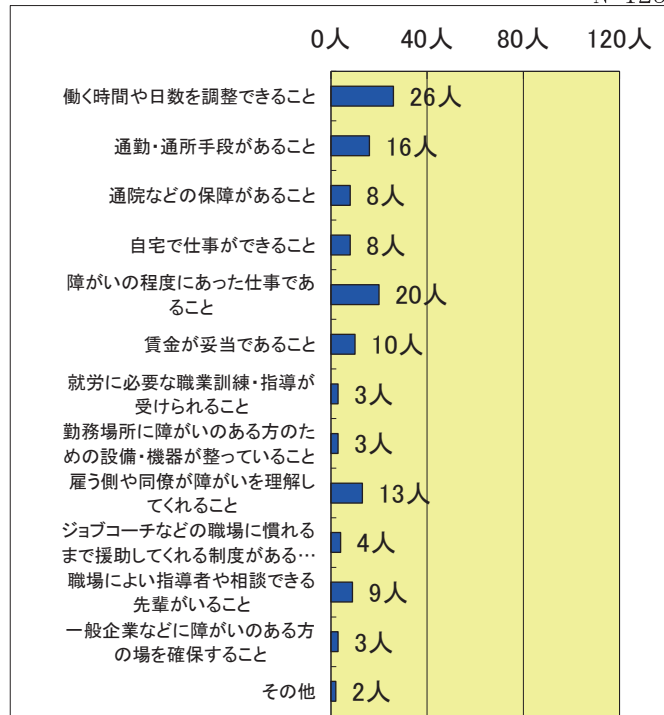
療育手帳所持者

N=511



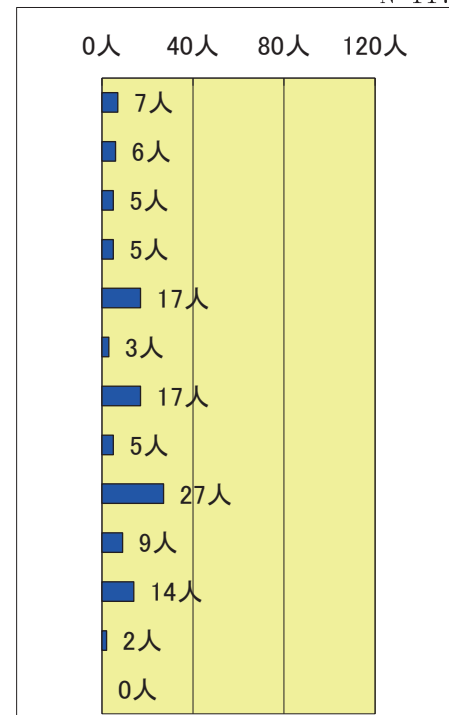
精神障害者保健福祉手帳所持者

N=125



手帳を持っていない方

N=117



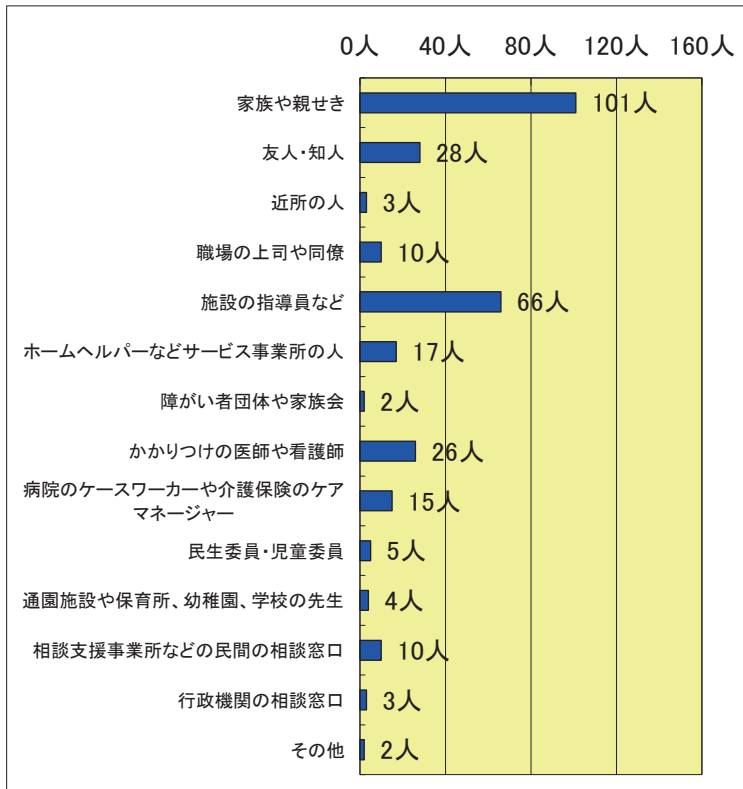
## 相談相手について

問27. あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（複数回答）

普段の相談相手としては、「家族や親せき」「施設の指導員」「かかりつけ医や看護師」などの回答が多くなっています。

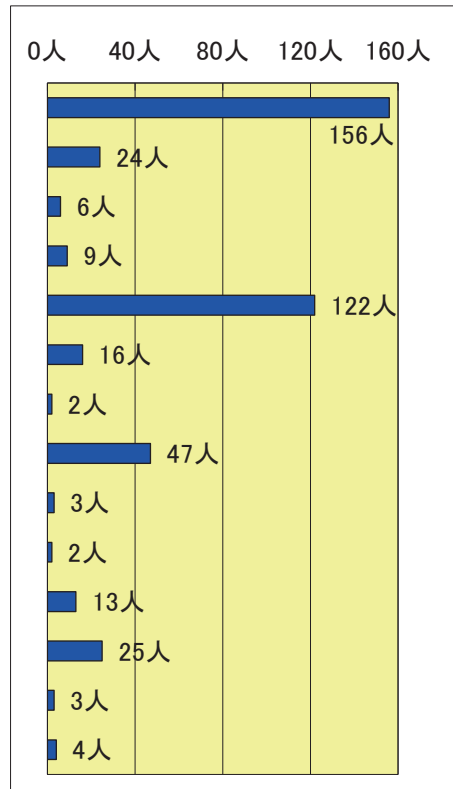
### 身体障害者手帳所持者

N=292



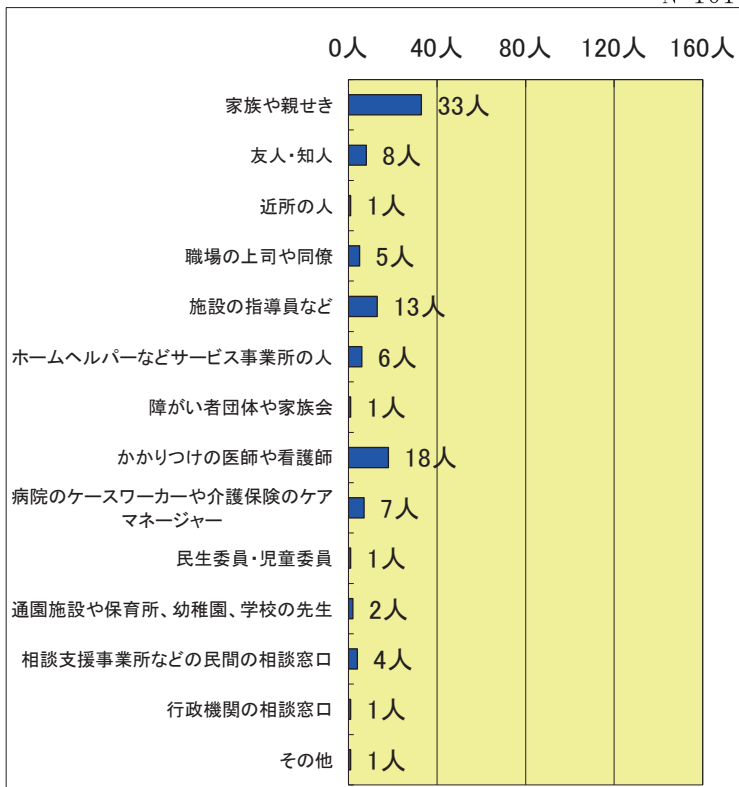
### 療育手帳所持者

N=432



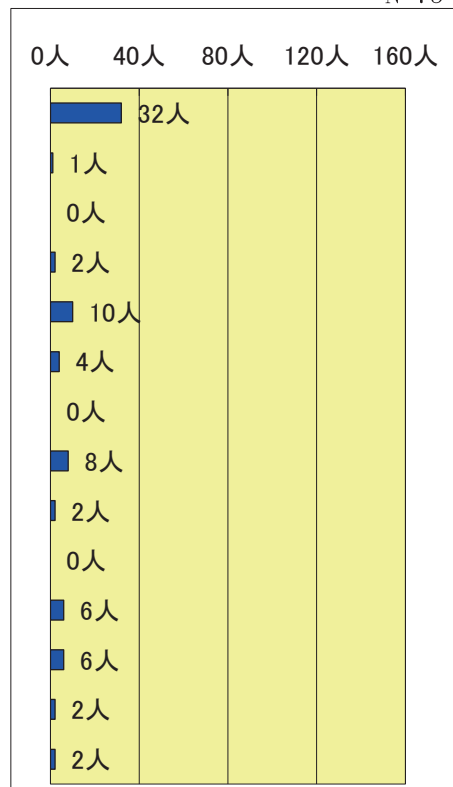
### 精神障害者保健福祉手帳所持者

N=101



### 手帳を持っていない方

N=75



## 障がい福祉サービス等の利用について

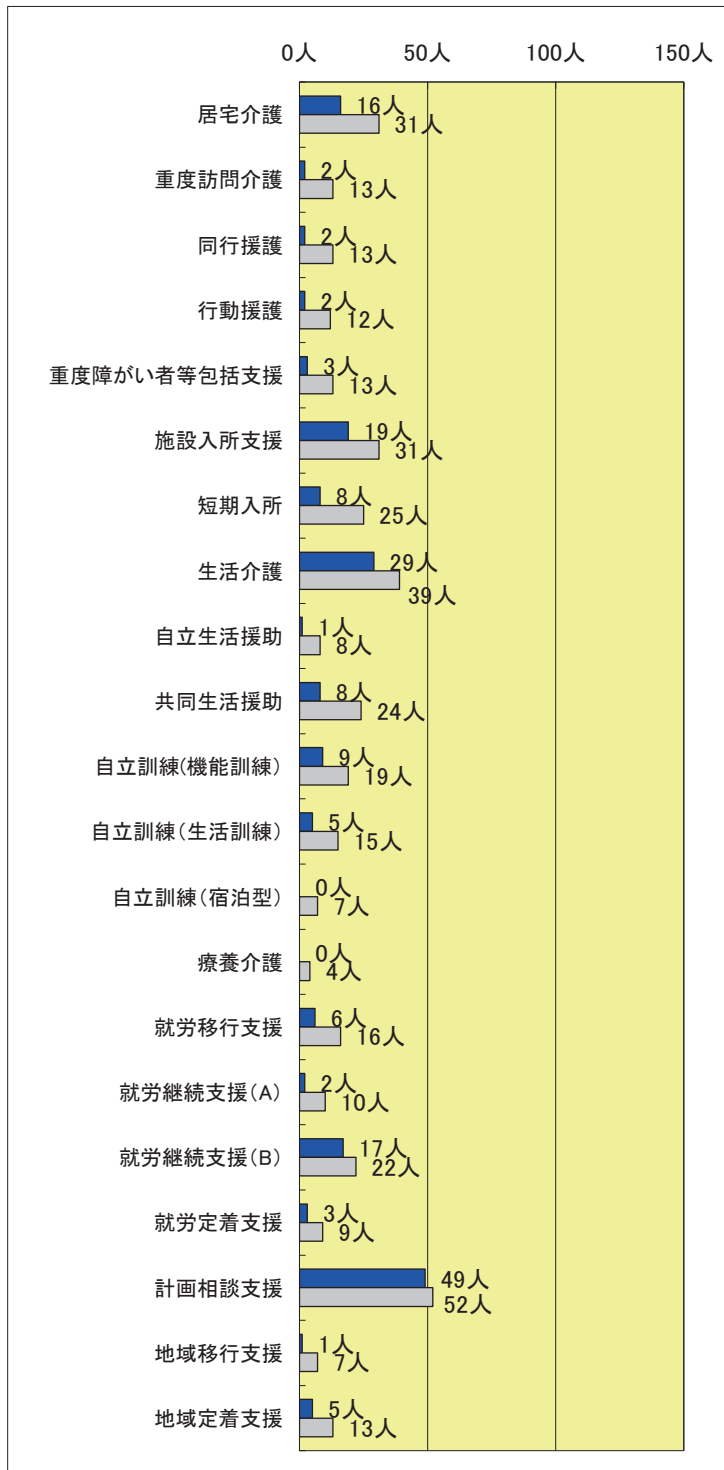
問30. あなたは、次のサービスを利用していますか。また今後利用したいと考えますか。  
(複数回答)

今後利用したいサービスとして、身体障害者手帳所持者では居宅介護、施設入所支援、生活介護等が多くなっています。療育手帳所持者では短期入所、生活介護、就労継続支援B型が多くなっています。

### ○ 障がい福祉サービス

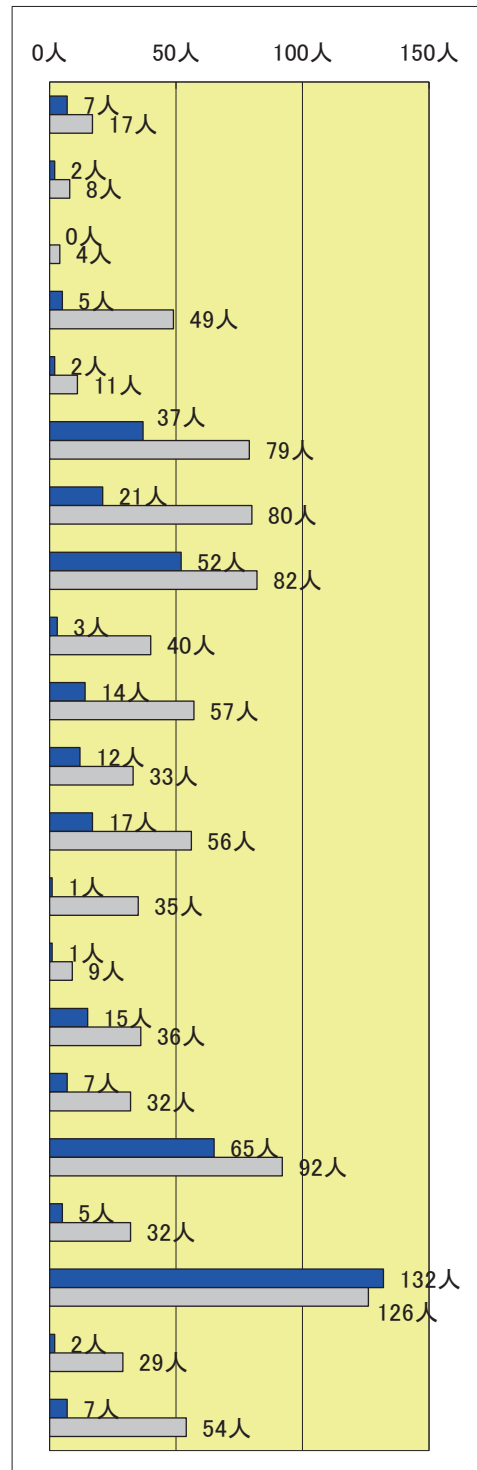
身体障害者手帳所持者

N=160



療育手帳所持者

N=224



■ 現在利用している ■ 今後利用したい

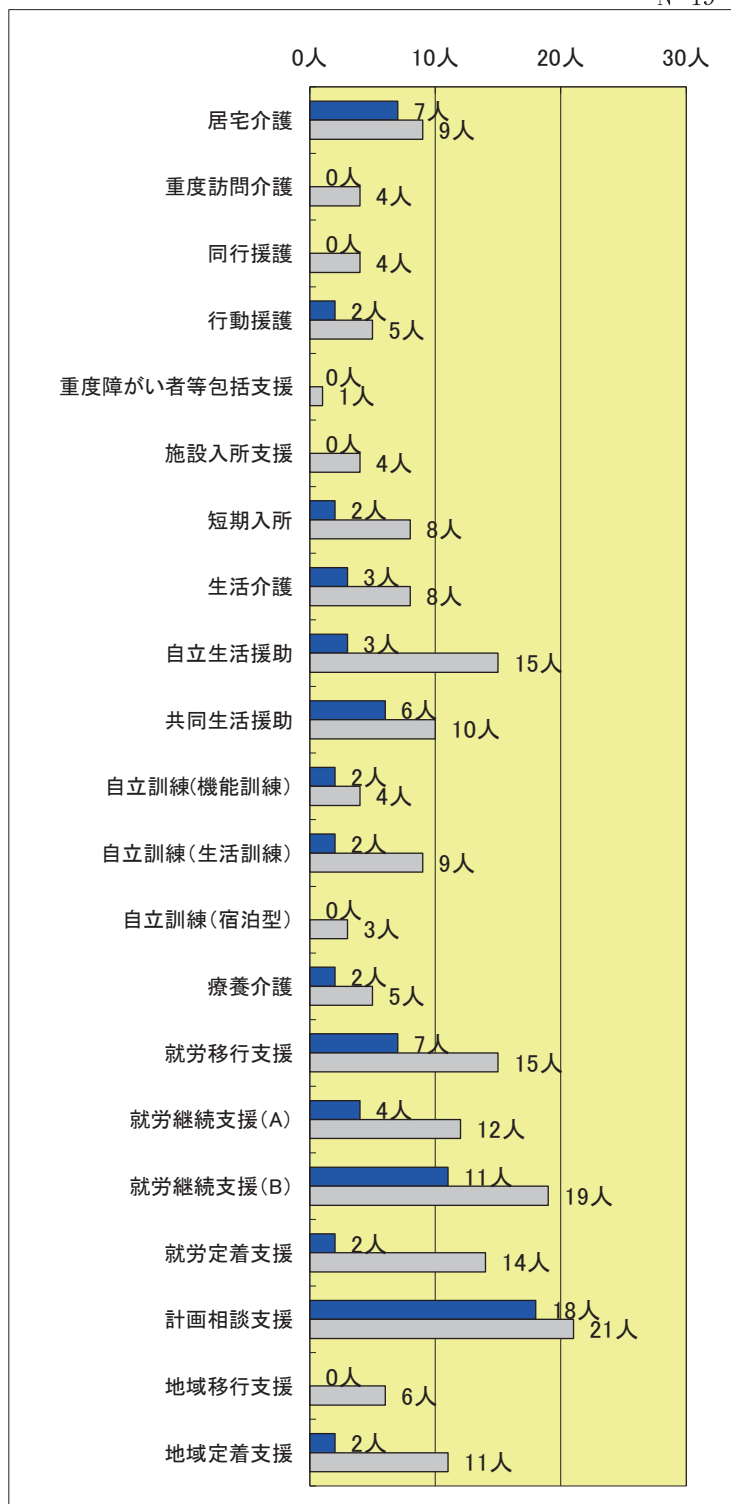
問30. あなたは、次のサービスを利用していますか。また今後利用したいと考えますか。  
(複数回答)

今後利用したいサービスとして、精神障害者保健福祉手帳所持者では自立生活援助や共同生活援助などの生活への支援や、就労移行支援、就労定着支援などの就労に向けた支援が多くなっています。手帳を持っていない方では、計画相談支援の利用希望が多くなっています。

## ○ 障がい福祉サービス

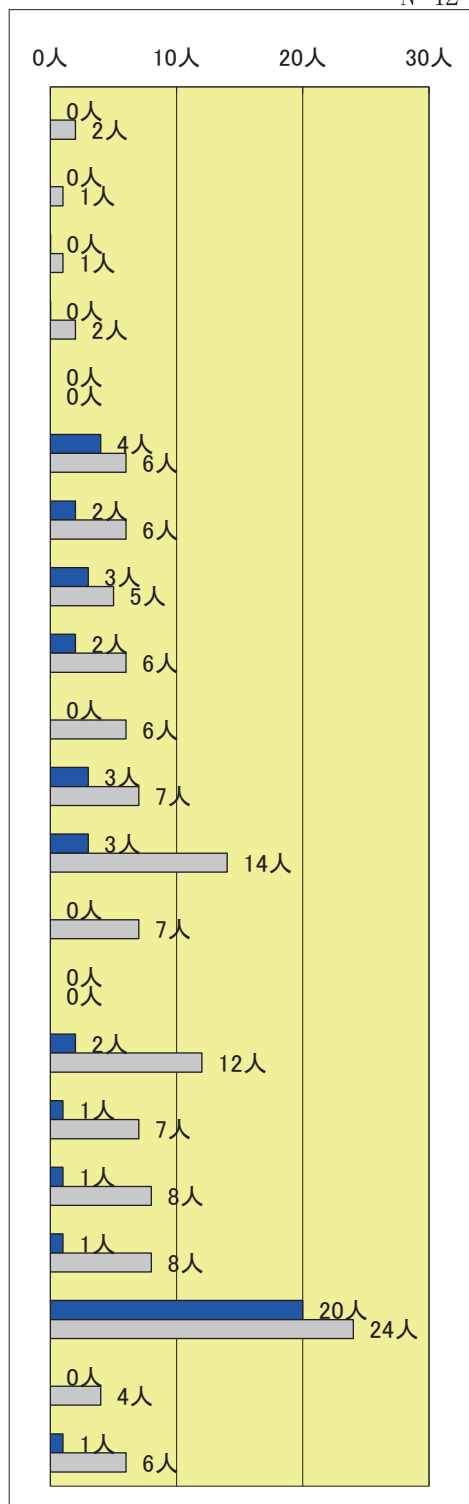
精神障害者保健福祉手帳所持者

N=49



手帳を持っていない方

N=42



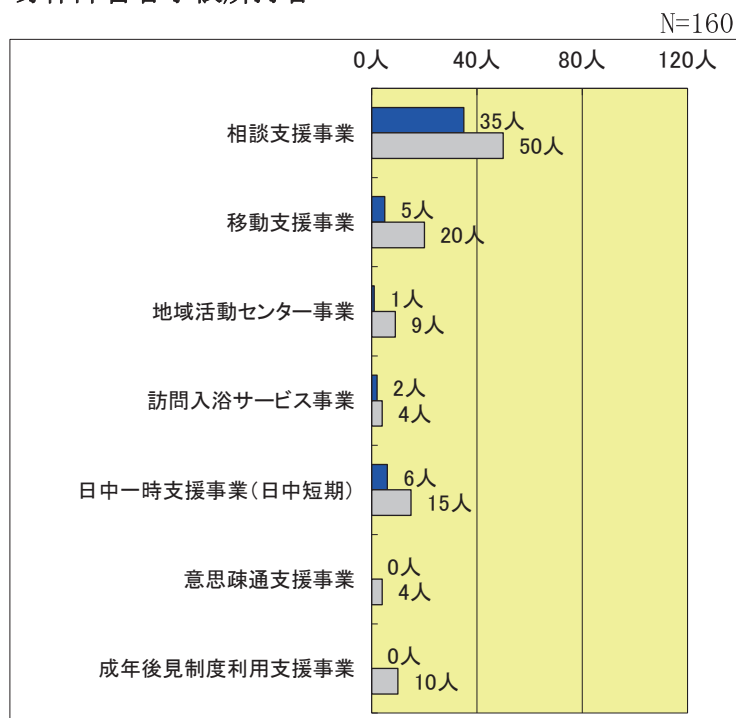
■ 現在利用している ■ 今後利用したい

問30. あなたは、次のサービスを利用していますか。また今後利用したいと考えますか。  
(複数回答)

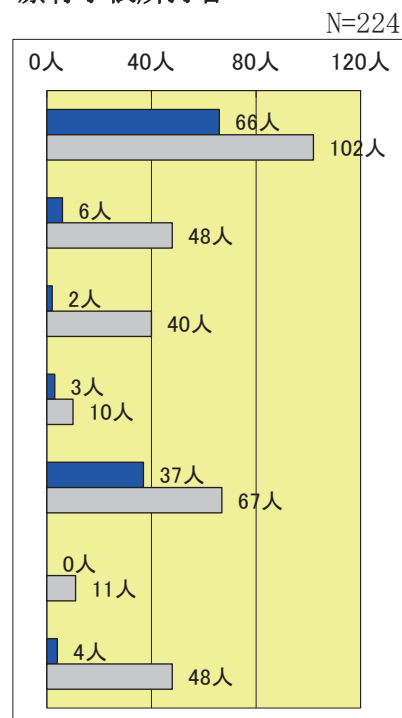
今後利用したいサービスとしては、いずれの対象者でも相談支援事業が最も高く、次いで移動支援事業、日中一時支援事業が多くなっています。また、成年後見制度利用支援事業の利用希望も多く見られます。

## ○ 地域生活支援事業

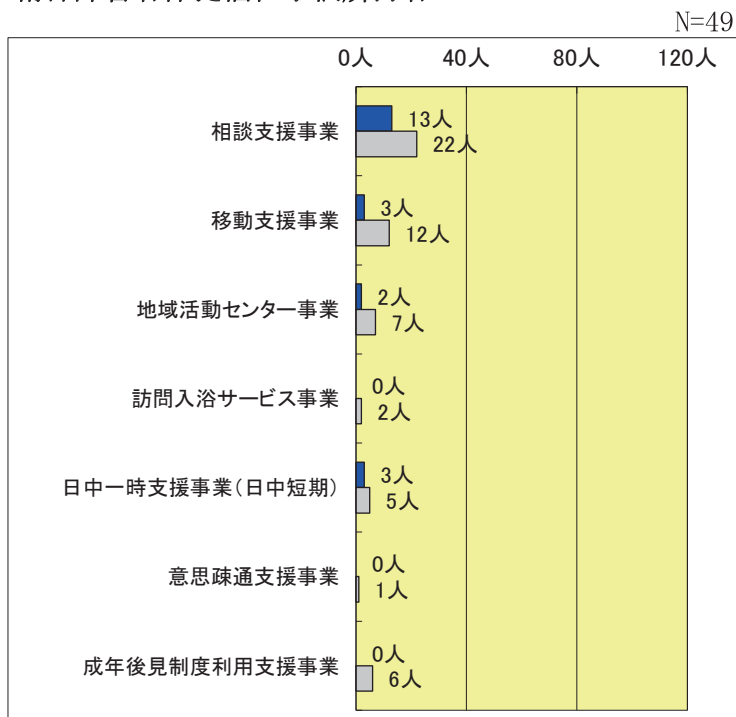
### 身体障害者手帳所持者



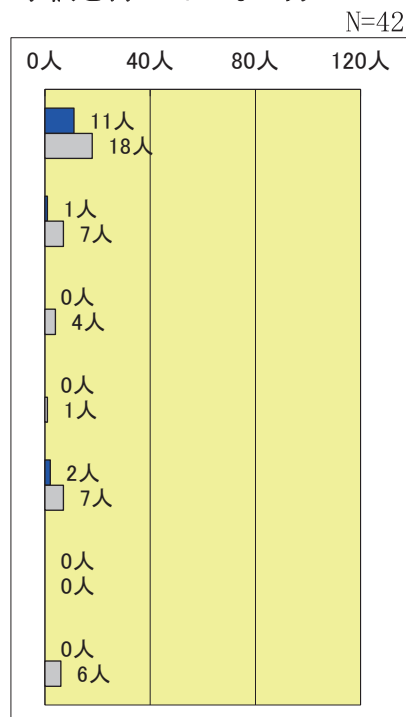
### 療育手帳所持者



### 精神障害者保健福祉手帳所持者



### 手帳を持っていない方



現在利用している      今後利用したい

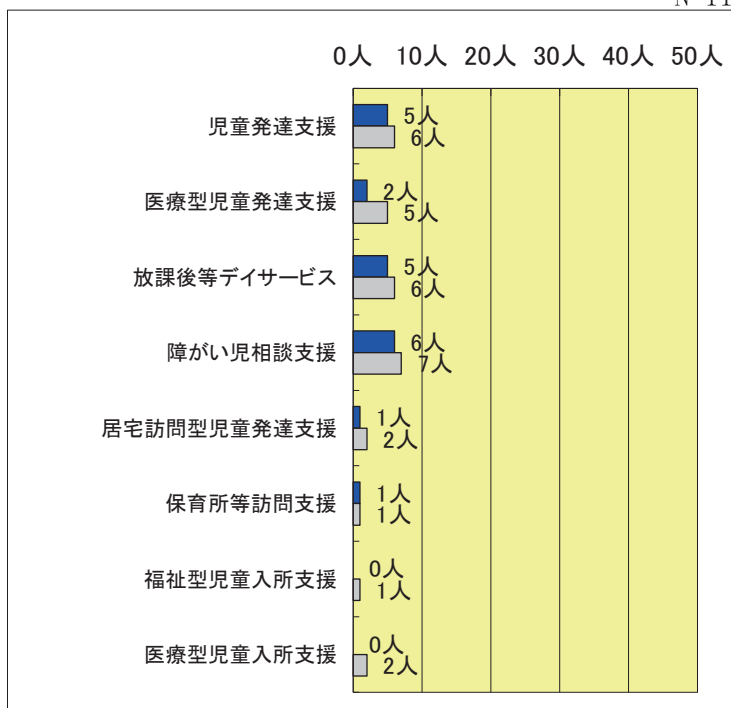
## 障がい福祉サービス等の利用について（児童のみ）

問30. あなたは、次のサービスを利用していますか。また今後利用したいと考えますか。  
（複数回答）

児童を対象としたサービスの今後の利用希望については、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、児童発達支援が多くなっています。

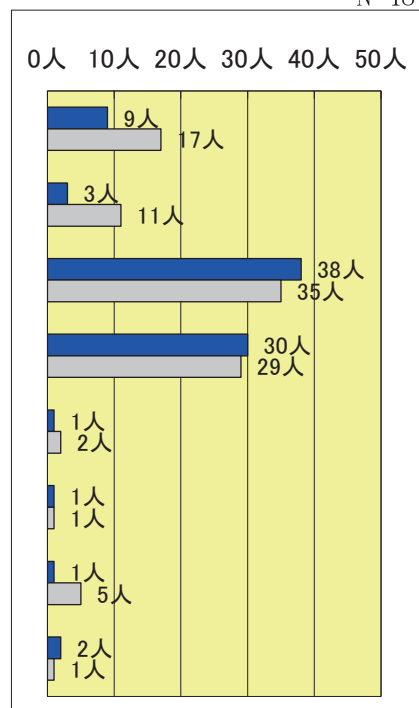
### 身体障害者手帳所持者

N=11



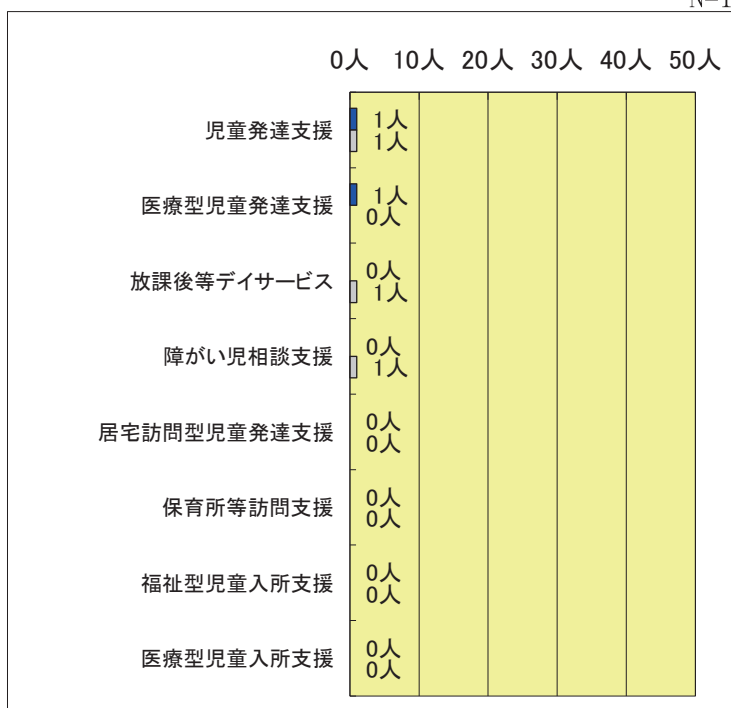
### 療育手帳所持者

N=48



### 精神障害者保健福祉手帳所持者

N=1



現在利用している      今後利用したい

## 現在大仙市で提供しているサービス以外で、どのようなサービスが必要かについての記述内容（抜粋）

大仙市の入所支援施設に、入所や短期入所の夜間の入浴・排せつ・食事の介護だけでなく、医療行為もできる看護師さんがいてくれる施設を作ってほしいです。24時間夜中見回りしてくれる安心して預けられるところがあればと思います。

知的障がい者が働きながら生活していく中で、健常者とうまくやっていけるようなサポート体制が必要と考える。

障がい者が重度なほど、家族の負担も大きいと思います。1人で抱え込まないよう、24時間いつでも相談できる体制があると安心できるのではないかと。全国と同じ境遇の方との意見交換や交流が持てたら、共有できて支えになるのではないかと。

事業所に通う(18歳以降)ようになった後も、放課後デイサービスのように時間外も延長してみてもらえたら良いと思います。(地域に関係なく)

就職先の紹介。受け入れを企業に働きかける。

家庭での同居が困難になった時に、スムーズに施設入所できるといいと思います。(長期・短期入所)そのような施設の案内、紹介が元気なうちに明確に示していただければ安心して生活できます。今は将来的なことを考えると心配・不安です。

障がい者があっても、もっと社会で活躍できる場を設けたり、色々な選択肢を与えて幅広い分野で力を発揮できるように環境を整えてほしいです。障がい者を人事とは考えずに、健診などの時に障がいについての学習を取り入れて、早い段階で気付けるようにする。

障がいのある方が地域の方々から認められ、のびのびと参加できる行事等があるといいと思います。

障がい者のサテライト型アパートで自立に向けた一人暮らしができるサービスをやってほしいです。いずれ、1人でやれることも多いので、まずは空きアパートで練習を兼ねて体験をして定着できたら、将来的に1人暮らしで住むという住居もしくはサービスがあればいいです。運転免許もあるのですが、ペーパードライバーで、遠出に行く時の車を貸してもらおうサービスもあればいいです。(レンタカーではなくて)手帳を持っていると割引とかあればなおいいです。

緊急を要するとき(災害があった場合)障がい児がいて騒がしくて変な目で見られるため、専用の場所がほしいです。(障がい者のみがいられる場所の確保)今は、コロナでどこへも行けずじまいなので、安心して行ける(遊べる場所がほしいです)場所があれば助かります。

障がい者や高齢者の施設があるのに対して、重度障がい児(医療ケア児)の通所施設や訪問リハビリがなく、障がい児も通える施設が早く大仙市内にできることを願っています。

障がい児(者)のおむつ代の補助をお願いしたいです。年齢5歳以上、10歳以上でもいいので、この年齢以上でおむつが必要な場合、介助者の負担が多方面でかなりおおきく、おむつの経済的な負担だけでも補助していただくと、介助者の気持ちの助けにもなると思っています。

民間センター等で、一般の方やキッズ等の方がプールの講座・教室を受講しています。障がいのある子供を専門に教えてくださる教室や、体操教室等の場所、日を設けてほしいです。障がいのある子が、一般の教室に通うのは能力的にも大変ですし、周囲の偏見の目もあり通えません。通う親子がストレスなくゆったりとした気持ちで体を動かす場所や機会を提供していただきたいです。

学校を卒業してからも通える場所が必要だと思っています。作業が難しい重度の障がいを持つ人でも通えるデイサービスを作ってほしいと思います。利用したい人はたくさんいると思いますので、是非作っていただきたいと思います。

十分満足しています。進級後、学校内の学童の利用が出来なくなってしまうので、校外への学童への徒歩での移動は不安です。放課後デイサービスが学童のように毎日利用できれば安心です。

### 3. サービス事業者の主なアンケート結果

(指定障がい福祉サービス事業者・計画相談支援事業所)

#### 利用者の動向と対応策について

○現在提供しているサービス、または、今後提供を検討しているサービスについて、利用者の動向及びその対応策、また、その対応策の実施予定時期についてお答えください。(選択肢から1つだけ選んでください)

#### ○障がい福祉サービス

| サービスの種類    | 利用者の動向 |       |       | 備考          |
|------------|--------|-------|-------|-------------|
|            | 増えている  | 変わらない | 減っている |             |
| 居宅介護       |        | 2事業所  | 1事業所  |             |
| 重度訪問介護     |        | 2事業所  |       |             |
| 同行援護       | 1事業所   | 1事業所  |       |             |
| 生活介護       | 2事業所   | 2事業所  |       | 新設予定 2 事業所  |
| 短期入所       | 1事業所   | 2事業所  | 1事業所  |             |
| 施設入所支援     |        | 2事業所  |       |             |
| 自立訓練       |        |       | 1事業所  |             |
| 就労移行支援     | 1事業所   | 2事業所  |       |             |
| 就労継続支援A型   |        | 1事業所  |       |             |
| 就労継続支援B型   | 3事業所   | 1事業所  |       | 定員増予定 1 事業所 |
| 就労定着支援     |        | 1事業所  |       |             |
| 共同生活援助     | 2事業所   | 3事業所  |       |             |
| 計画相談支援     | 1事業所   | 4事業所  | 1事業所  |             |
| 地域移行支援     |        | 1事業所  |       |             |
| 地域定着支援     |        | 1事業所  |       |             |
| 児童発達支援     |        | 1事業所  |       |             |
| 放課後等デイサービス | 2事業所   | 3事業所  |       |             |
| 障がい児相談支援   | 1事業所   | 2事業所  |       |             |

#### ○地域生活支援事業

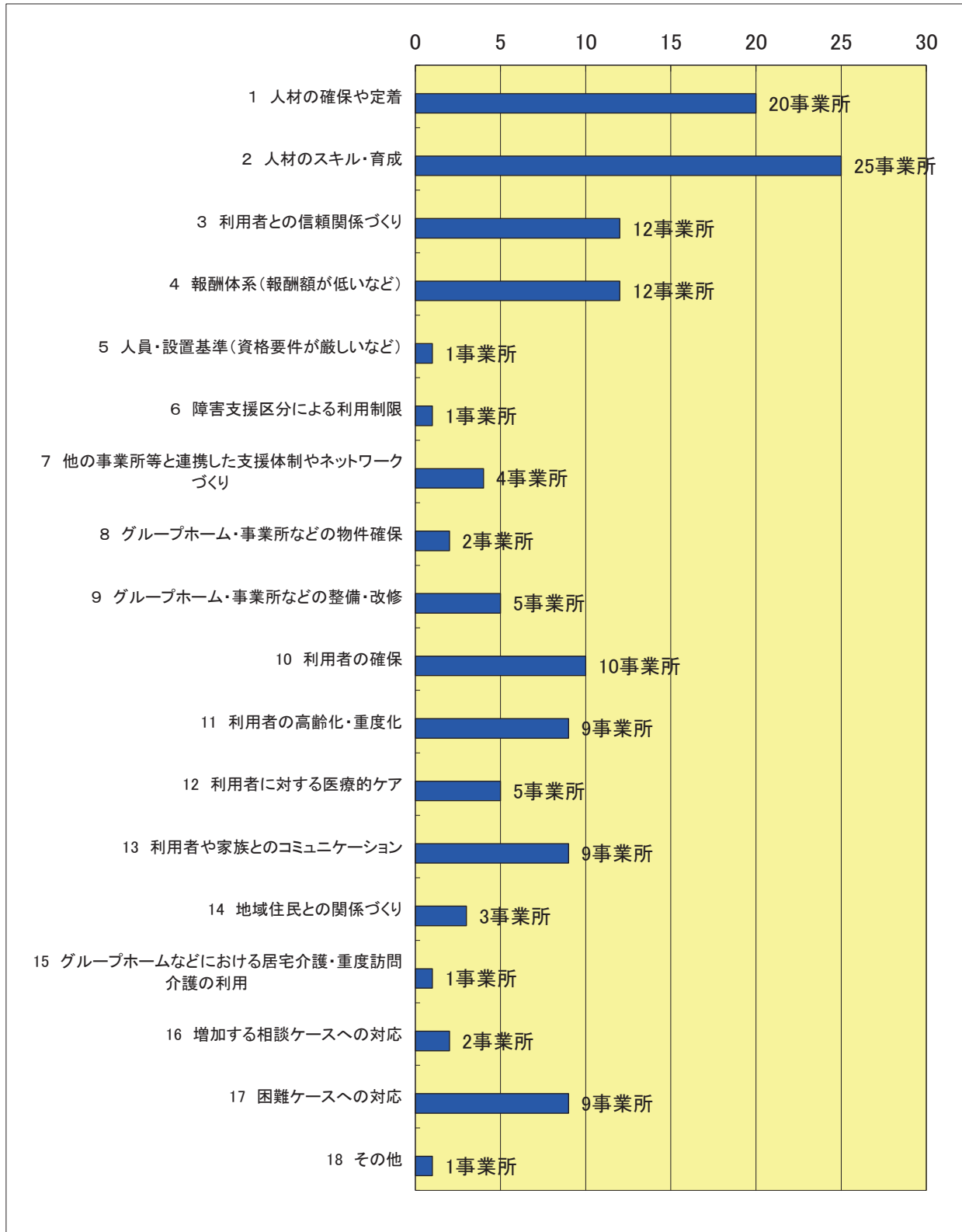
| サービスの種類    | 利用者の動向 |       |       | 備考 |
|------------|--------|-------|-------|----|
|            | 増えている  | 変わらない | 減っている |    |
| 相談支援       |        | 2事業所  | 1事業所  |    |
| 地域活動支援センター | 1事業所   |       |       |    |
| 日中一時支援     | 2事業所   | 1事業所  |       |    |

## サービス提供について

○ 貴事業所がサービスを提供する上で、課題となっていることは何ですか。  
(○はいくつでも)

サービスを提供する上での課題としては、人材の確保や定着、人材のスキル・育成、利用者との信頼関係づくり、報酬体系と回答している事業所が多くなっています。

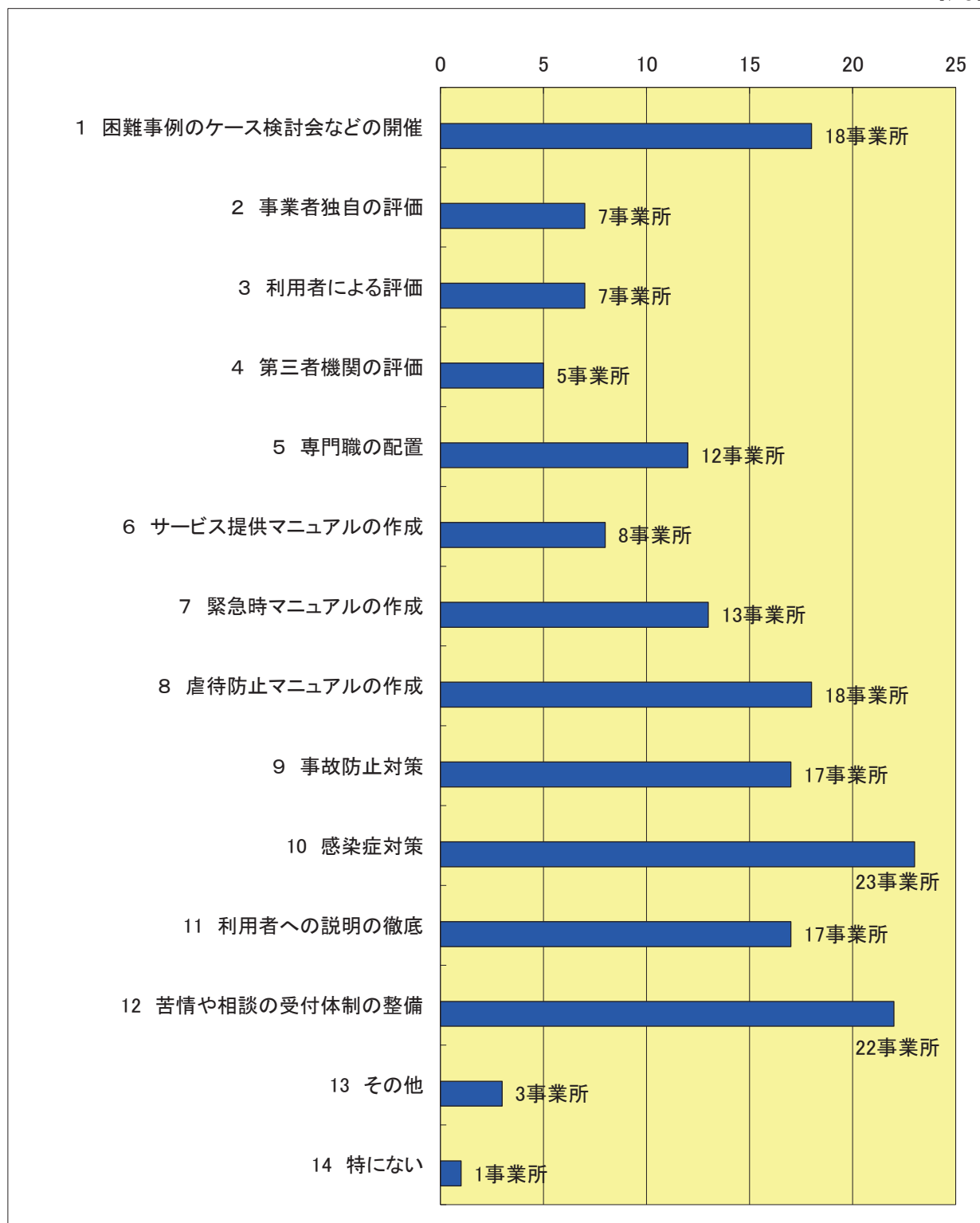
N=31



○ 貴事業所では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。  
(○はいくつでも)

サービス向上のための取り組みとしては、感染症対策や苦情・相談の受付体制の整備、困難事例のケース検討会などの開催、各種マニュアルの作成といった回答が多く見られます。

N=31

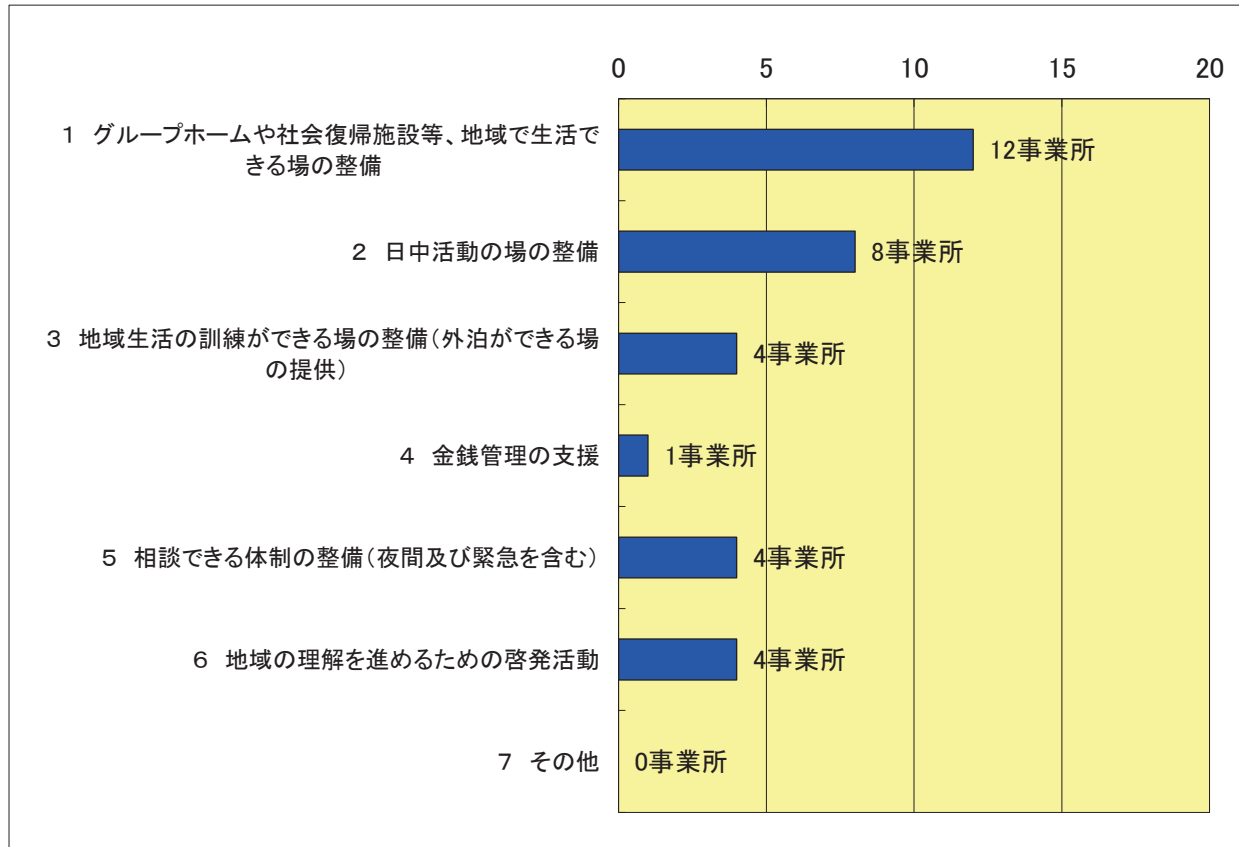


## 地域生活への移行について

○ 地域移行に向けて、必要な条件は何だと思いますか。（○はいくつでも）

グループホームや社会復帰施設等の地域で生活できる場や、日中活動の場の整備が必要との回答が多くなっています。

N=31



第 6 期大仙市障がい福祉計画・

第 2 期大仙市障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月発行

大仙市健康福祉部社会福祉課

〒014-8601 大仙市大曲花園町 1 番 1 号

TEL : 0187-63-1111 / FAX : 0187-63-8811

E-mail : shakaifuku@city.daisen.lg.jp